

習志野市教育委員会第10回定例会

日時：令和4年10月26日(水)13時30分

場所：市庁舎3階大会議室

日 程

審議順

1 会議録の承認

(予定)

2 報告事項

- | | | |
|--|---------|---|
| (1) 令和4年習志野市議会第3回定例会一般質問等について | (教育総務課) | 1 |
| (2) 臨時代理の報告について
(令和4年度教育費予算案(9月補正)について) | (教育総務課) | 2 |
| (3) 習志野市立学校における働き方改革の推進について | (学校教育課) | 3 |
| (4) 運動部活動の地域移行について | (指導課) | 4 |

3 議決事項

- | | | |
|---|-----------|----|
| ※議案第35号 指定管理者の指定について(習志野市新習志野公民館) | (社会教育課) | 9 |
| ※議案第36号 令和4年度教育費予算案(12月補正)について | (教育総務課) | 10 |
| 議案第37号 令和4年度末及び令和5年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について | (学校教育課) | 5 |
| 議案第38号 令和4年度末及び令和5年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について | (学校教育課) | 6 |
| 議案第39号 令和4年度末及び令和5年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について | (学校教育課) | 7 |
| ※議案第40号 習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | (指導課) | 11 |
| ※議案第41号 習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について | (生涯スポーツ課) | 12 |

4 協議事項

- | | |
|---|---|
| 協議第1号 次回教育委員会定例会の期日について
令和4年11月30日(水)午後1時30分 | 8 |
|---|---|

5 その他

※は非公開の見込み

令和4年習志野市教育委員会第10回定例会 議案概要

【議案第35号、議案第36号、議案第40号及び議案第41号については非公開の見込み】

報告事項(1)

令和4年習志野市議会第3回定例会一般質問等について

- ・令和4年習志野市議会第3回定例会一般質問等について、報告するものです。

報告事項(2)

臨時代理の報告について

(令和4年度教育費予算案(9月補正)について)

- ・令和4年度教育費予算案(9月補正)について臨時代理したので、報告するものです。

報告事項(3)

習志野市立学校における働き方改革の推進について

- ・習志野市立学校における働き方改革の推進について、報告するものです。

報告事項(4)

運動部活動の地域移行について

- ・運動部活動の地域移行について、報告するものです。

議案第35号【非公開予定】

指定管理者の指定について(習志野市新習志野公民館)

- ・習志野市新習志野公民館の指定管理者を指定することについて、市長に申し入れるものです。

議案第36号【非公開予定】

令和4年度教育費予算案(12月補正)について

- ・燃料価格の高騰による電気料金及びガス料金の不足並びに令和5年4月からの習志野市新習志野公民館の指定管理者の指定にあたり、債務負担行為を設定すること等について、令和4年度12月補正予算案として、市長に申し入れるものです。

議案第37号

令和4年度末及び令和5年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の制定について

- ・令和4年度末及び令和5年度習志野市立幼稚園教職員人事異動を適正円滑に実施するため、本市教育委員会として異動方針を定めるものです。

議案第38号

令和4年度末及び令和5年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の制定について

- ・令和4年度末及び令和5年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動を適正円滑に実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に基づき、本市教育委員会として異動方針を定めるものです。

議案第39号

令和4年度末及び令和5年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の制定について

- ・令和4年度末及び令和5年度習志野市立高等学校教職員人事異動を適正円滑に実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に準じ、本市教育委員会として異動方針を定めるものです。

議案第40号【非公開予定】

習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- ・学校運営協議会委員の報酬を改正することについて、市長に申し入れるものです。

議案第41号【非公開予定】

習志野市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

- ・スポーツ基本法第31条及び習志野市スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、委嘱するものです。

報 告 事 項(1)

令和4年習志野市議会第3回定例会一般質問等について

令和4年習志野市議会第3回定例会における一般質問等について、別紙のとおり報告する。

令和4年10月26日報告

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

令和4年第3回定例会一般質問一覧表

教育委員会

日程	通告 No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
9月7日	1	宮内 一夫 (市民の会)	該当なし		60	
	2	藤崎 ちさこ (新社会の会)	該当なし		60	
	3	央 重則 (環境みらい)	3. 藤崎小学校のプール廃止について (1)何故プールの廃止が令和3年5月に決定しているのに、今年の8月に説明するのか。事前に意見を聞かなかったのは、何故か。 (2)プールの設置の在り方について、全体の方針がないのに、藤崎小学校のプールを廃止するのは、何故か。	教育総務課 教育総務課	60	1
	4	清水 晴一 (公明党)	2. ブラッツ習志野について (2)フューチャーセンターならしの活動状況について 市民の新たな居場所、活躍の場、いわゆるサードプレイスとして、「フューチャーセンターならしの」が革新的で大きな役割を果たしている。そこで、フューチャーセンターならしの活動状況について伺う。 (3)出会いの広場等の活用状況について 出会いの広場は市民交流の場として位置づけられ整備された。広場を活用した非日常的なイベントの実施や日常的な市民の自由な居場所づくりの取り組みについて伺う。 (4)大久保公園の利用状況について 大久保中央公園は、ブラッツ習志野と一体的に指定管理されている。新たな取り組みとして、プレーパークやB B Qの実施やキッチンカーの出店があげられるが、これらの公園の利用状況について伺う。 3. 社交ダンスについて (1)社交ダンスの体育館利用の規制緩和について 社交ダンスで本市の体育館などを使用する際は、養生シート無しで貸し出すように、規制緩和を要望する。	社会教育課 社会教育課 社会教育課	60	2
	5	市角 雄幸 (環境みらい)	3. 休日の部活動の地域移行について (1)地域移行の詳細について 国が示している方針について伺う。	指導課	60	3
	6	小川 利枝子 (公明党)	2. 特別支援教育について (1)特別支援学校の誘致について これまで中学校及び高等部の設置により、小中高が地域で一貫して学べる特別支援学校の創設を求めてきたが、これまでの千葉県との協議経過や現況が、どのようにになっているのか、伺う。	教育総務課	60	4
	7	真船 和子 (公明党)	1. 教育行政について (1)習志野市の文教ゾーンとして位置づけられた総合教育センターを核とする東習志野地区の再整備について、どのような構想をお持ちか教育長の見解を伺う。 (2)給食費無償化について 令和4年第2回定例会において、県の動向を注視することだが、その後について伺う。	総合教育センター 学校教育課	60	5
	8	相原 和幸 (元気な習志野をつくる会)	6. 学校教育における教育費の推移について (ハード面=施設整備ではなくソフト面について) 教育について、施設整備を順次進めているのは理解しているが、ソフト面について、どのような予算推移をたどっているのか伺う	教育総務課	60	7
	9	中山 恵順 (環境みらい)	3. 図書館行政について 指定管理導入の経緯と現状について伺う。	中央図書館	60	8
	10	高橋 正明 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		50	
	11	木村 孝浩 (公明党)	該当なし		50	
	12	平川 博文 (都市政策研究会)	該当なし		60	

令和4年第3回定例会一般質問一覧表

教育委員会

日程	通告 No.	議員名(会派名)	通告内容	担当課	質問 時間	頁
9月12日	13	谷岡 隆 (日本共産党)	<p>1. 灵感商法等で多数の被害者を出し続けてきた世界平和統一家庭連合(旧称:世界基督教統一神靈協会)及び関連団体と、習志野市政の関係について</p> <p>(2)世界平和統一家庭連合船橋中央家庭教会のホームページに習志野市の市立学校で交流会を開催したことが掲載されているが、経過を伺う。このほか、教育委員等が企画に参加したり、教育委員会が後援・補助・祝電送付などをしたりしたことはなかったか。</p> <p>3. 関東大震災100年へ向けた取り組みについて</p> <p>(2)地震による被害だけでなく、陸軍習志野支鮮人収容所、陸軍騎兵連隊による亀戸事件なども軍郷習志野の歴史的事実として記録・公表し、次世代の歴史教育に生かすことを求める。</p> <p>地震による被害だけでなく、陸軍習志野支鮮人収容所の設置と朝鮮人殺害、陸軍騎兵隊による亀戸事件なども軍郷習志野の歴史的事件として記録・公表し、次世代の歴史教育に生かすことを求める。</p> <p>5. 習志野市内の学校における児童生徒性暴力等の発生と対応について</p> <p>(1)教育職員等による児童生徒等の防止等に関する法律に「被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護する」「国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者の連携の下に行われなければならない」「児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられる」とあるが、習志野市教育委員会はどのような施策を策定し、実施しているか。警察が被害届を受理した事件が発生しているが、教育委員会はどうのに対応しているか。</p> <p>6. 妻の杜から谷津南小学校へのバス通学に貸切りのスクールバスを導入することを求める。</p> <p>来年度以降のバス通学の児童数の推計値と合わせ、教育長の見解を伺う。</p>	生涯スポーツ課 社会教育課 学校教育課 教育総務課	60	9
9月13日	14	木村 孝 (民意と歩む会)	<p>1. 義務教育の無償化について</p> <p>(1)学校給食費の無償化</p> <p>無償化について県に動きがあるようだが、本市の対応について伺う。</p> <p>(2)学校給食費の未納</p> <p>未納の現状について伺う。</p> <p>(3)就学援助の課題と限界</p> <p>現状の制度では、所得制限により認定されない等の課題や、部活動等にかかる費用が就学援助の費目に含まれない等の制度の限界があると思うが、いかがか。</p>	学校教育課 学校教育課 学校教育課	60	11
	15	荒原 ちえみ (日本共産党)	4. 学校給食費無償化の進捗状況について	学校教育課	60	12
	16	関根 洋幸 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		60	13
	17	飯生 壱正 (元気な習志野をつくる会)	該当なし		60	
	18	入沢 俊行 (日本共産党)	該当なし		60	
	19	佐々木 秀一 (真政会)	5. 教育について	学校教育課 学校教育課	60	13
	20	宮城 壮一 (民意と歩む会)	<p>(1)学校給食について</p> <p>①食材高騰の対応について</p> <p>②食材の搬入について</p> <p>生鮮食品の食材搬入の状況について伺う</p> <p>3. 長期化しているコロナ禍における子どもたちへの影響について</p> <p>(1)子どもたちのマスク着用や熟食などについて</p> <p>小・中学校における対応について伺う。</p> <p>(2)子どもたちの抱えるストレスへの対応について</p> <p>小・中学校における対応について伺う。</p>	学校教育課 指導課	50	13

(議案)

日程	議案 番号	議案名	担当課	頁
9月6日 (総括審議) 9月16日 (文教福祉 常任委員会) 9月28日 (総括審議)	49	財産の貸付けの変更について(習志野市立袖ヶ浦東小学校建物)	教育総務課	15

【教育委員会】令和4年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号 大 中 小	答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
R4/3	2	藤崎 ちさこ	新社会の会	こども部	児童育成課	保育行政について	1 (2)	本答弁	1. 放課後児童会について (2) 放課後子供教室が併設されている学校の放課後児童会の状況について 国は「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童会と放課後子供教室の一体的な実施を推進しているが、本市ではどのような運営を行っているのか伺う。	【市長答弁】 国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童会と放課後子供教室の一体型事業の推進に取り組んでいる。現在、放課後児童会と放課後子供教室が併設されている小学校区は6小学校区で、令和6年度までに全部で11小学校区に開設される計画となっている。放課後児童会と放課後子供教室は、それぞれの役割を持ち実施しているが、放課後児童会の子どもたちにとっても、興味のある活動に参加できること、放課後児童会以外の子ども達とも一緒に活動できることなど、より充実した放課後を過ごすことのできる場となっている。今後も、放課後児童会と放課後子供教室の一体型事業の推進については、教育委員会としっかりと連携し、子どもたちにとって、よりよい放課後の時間となるよう取り組んでいく。	教育委員会としっかりと連携し、子どもたちにとって、よりよい放課後の時間となるよう取り組んでいく。	済
R4/3	2	藤崎 ちさこ	新社会の会	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	1 (2)	再質問2	放課後子供教室は、夏休みなど長期休暇の期間はどういう運営されているのか、例えば、夏休み中は、授業は休みであるので、放課後ではない、何時から利用できるのか、また、昼食などはどうしているかなど、伺う。	放課後子供教室は、お盆期間と年末に設定されている学校閉校日を除く月曜日から金曜日の平日に実施している。実施時間は夏休み、春休みが午前8時から午後5時まで、冬休みは午前8時から午後4時30分までとなっている。長期休業中は、子ども達が好きな時間に来て、用意されたプログラムを体験したり、学習や読書など自由に過ごすことができる。昼食は弁当持参か帰宅して食べることになるが、昼食のために帰宅し午後も利用する場合は、午後2時までに再登室することとしている。	-	-
R4/3	2	藤崎 ちさこ	新社会の会	協働経済部	協働政策課	住民サービスについて	3	本答弁	3. 地域の安心安全なくらしと多様性（ダイバーシティー）について 地域で暮らす外国人が文化や生活習慣の違いから、周囲の理解を得られず様々な問題が起きている。本市で暮らす外国人への対応及び市民の理解の促進について市の取り組みを伺う。	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R4/3	2	藤崎 ちさこ	新社会の会	学校教育部	指導課	学校教育について	3	再質問4	「外国籍の子どもたちの学校での暮らし」について、本年度はどのような取組が行われているのか、伺う。	教育委員会では、多国籍の児童生徒も安心して学校で生活できるように、言語文化指導者の派遣、学校の職員や保護者等が活用できる翻訳サイトの周知、多言語翻訳機の学校への貸与に従前より取り組んでいる。本年度は、新たに特色ある学校づくりとして、袖ヶ浦西小学校を日本語指導充実に向けた検証事業の指定校とした。袖ヶ浦西小学校では、個々の日本語のレベルに合わせた教材の作成や日本語指導のための教室を確保するなど、学習環境の整備を進めている。また、通常の言語文化指導者の派遣に加え、日本語指導を体系化できる人材を1名派遣し、指導方法や指導過程の共有など、日本語指導者と学校職員の連携の方法についても整備を図っている。その成果として、指導を受けている児童は、少しずつ生活に必要な日本語を身に付けてきている。教室では硬い表情をしていた児童も自分の言葉が通じたことで笑顔を見せたという報告があった。今後は、今年度の検証を活かし、児童生徒がより充実した学校生活を送ることができるよう支援体制を構築していく。	今後もより充実した学校生活を送ることができるよう支援体制を構築していく。	済
R4/3	3	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3 (1)	本答弁	3. 藤崎小学校のプール廃止について (1) 何故プールの廃止が令和3年5月に決定しているのに、今年の8月に説明するのか。事前に意見を聞かなかつたのは、何故か。 (2) プールの設置の在り方について、全体の方針がないのに、藤崎小学校のプールを廃止するのは、何故か。	藤崎小学校のプール跡地に（仮称）藤崎こども園を整備することについては、国の法改正により、小学校の1クラスあたりの人数を段階的に35人に引き下げることとなり、この状況のもとでは、現在の藤崎小学校の教室数が不足する可能性があった。また、既に現在4クラスある特別支援学級への対応もあることから、既存の幼稚園を活用し、教室数を確保する必要があった。このことについて、こども園整備の設計を担当していたこども部と協議を行い、こども園を現在のプール敷地に建設することとし、令和3年5月28日、（仮称）藤崎こども園整備設計業務委託プロポーザル募集要項の公表に至っている。なお、プール設置の在り方にについては、これまで個々の学校の整備時に、主にコスト面、グラウンドの十分な確保について、また、民間施設プールへの移動手段である送迎バスの出入りが可能か否かなど、様々な観点から検討している。そのため、この時点においては藤崎小学校にプールを建設しないという決定はしていない。藤崎小学校は、当初は令和6年度から長寿命化改修工事を行う計画であり、令和4年度、5年度の2か年で実施する設計の中で、プール設置の有無について、保護者等への説明、意見聴取を含め検討することを予定していた。しかしながら、現時点では長寿命化改修工事の時期は未定である。（仮称）藤崎こども園整備により、令和5年度の水泳指導の実施後にプールの解体工事を行い、令和6年度からは、民間施設プールを活用した水泳指導を実施する予定であることから、藤崎小学校の校長、PTA役員の方に本年7月に説明を行ったものである。今後も、引き続き保護者等に対し丁寧に説明を実施していく。いずれにしても、学校に備えられているプールであれ、民間施設の活用であれ、児童生徒が水泳の学習を安全かつ計画的に実施できる環境を整えていく。	学校に備えられているプールであれ、民間施設の活用であれ、児童生徒が水泳の学習を安全かつ計画的に実施できる環境を整えていく。	済
R4/3	3	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3 (1)	再質問1	人口推計をみて、藤崎小学校の教室数が不足するとみているのか。	教育委員会で行った令和2年度に検討した際の藤崎小学校の児童数は、令和8年度には632人になる見込みであった。令和3年度の推計では、令和8年度に591人、令和9年度に600人を見込んでいる。児童数は減となっている。国の法改正により1クラスあたりの人数を35人に引き下げることとなつたこと。また、特別支援学級への対応が必要な状況となつたことから、既存の幼稚園を活用し、教室数の確保が必要であるとしたものである。	-	-
R4/3	3	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3 (1)	再質問2	なぜ、長寿命化改修工事を計画どおりに実施することができないのか。	藤崎小学校の長寿命化改修工事は、第2次学校施設再生計画及び第2次公共建築物再生計画において、令和4年度、5年度に設計、令和6年度、7年度、8年度の3か年で、長寿命化改修工事を実施する予定であった。しかしながら、市全体として、限られた予算の中で各事業に取り組んでいることから、計画どおり実施ができなかつたものである。	-	-
R4/3	3	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3 (1)	再質問3	長寿命化改修工事は、いつから実施するのか。 (市長は予算編成権をもっているのであるから、部長、教育長が答弁出来ないのなら、市長に答弁求める。)	教育長答弁でも答えたとおり、藤崎小学校の長寿命化改修工事の時期については、現時点では未定である。	-	-
R4/3	3	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3 (1)	再質問4	プール設置の在り方について、方針が無いのにプール跡地に、（仮称）藤崎こども園を整備するのか。	教育長の答弁でも答えたとおり、プール設置の在り方については、これまで個々の学校の整備時に、コスト面、学校グラウンドが十分な確保が可能であるか、さらに、民間施設プールへの移動手段である送迎バスの出入りが可能であるか否かなど、様々な観点から検討している。議員が述べていた指針といった形の書面はない状況だが、これまでも在り方については検討しているということでご理解いただきたい。	-	-

回 次 数	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
						大	中	小				
R4/3 3	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		令和3年5月に、藤崎小学校のプール跡地に、(仮称) 藤崎こども園を設置することになっている。令和6年度から、藤崎小学校の水泳指導が民間プールを活用することについて説明をしていないのは何故か。	教育長の答弁でも答えたとおり、藤崎小学校の長寿命化改修工事の設計と合わせて、保護者等への説明を予定していた。しかしながら、現時点では長寿命化改修工事の実施時期は未定である。(仮称) 藤崎こども園整備により、令和5年度の水泳指導の実施後にプールの解体工事を行い、令和6年度から民間施設プールを活用した水泳指導を実施する予定であることから、藤崎小学校の校長、PTA役員の方に本年7月に説明を行ったものである。この際に、民間施設活用による水泳指導の利点と課題について説明をした。利点については、屋内の温水プールであることから、天候や気温・水温に左右されずに水泳指導が計画的に実施可能であること。また、日焼けや熱中症など、児童の健康面の心配がなくなること。さらに、保護者の方にとってもプールの当日の検温やプール用具の準備をして頂いたことが無駄にならないことなどについて説明した。一方、課題については、民間施設プールへの移動は、バスによる児童送迎を行うことから、送迎時間が掛かることによる授業時間への負担が想定されることである。今後も引き続き、これらのことと保護者等に対し、丁寧に説明を実施していく。	今後も保護者等に対し、丁寧に説明を実施していく。	済
R4/3 3	央 重則	環境みらい	学校教育部	教育総務課	学校教育について	3	(1)		令和3年5月には、藤崎小学校跡地に、(仮称) 藤崎こども園を整備することとなっている。(仮称) 藤崎こども園は、設計とおりに進めることにしている。(仮称) 藤崎こども園の整備地を、藤崎小学校のプール敷地に決めるとは、地元軽視ではないか。これは、地元へ押し付けることになるのではないか。	まずはPTA役員の方に説明した。その後、まちづくり会議等で地域の方にも説明したところである。	-	-
R4/3 4	清水 晴一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(2)		2. ブラッツ習志野について (2) フューチャーセンターならしの活動状況について 市民の新たな居場所、活躍の場、いわゆるサードプレイスとして、「フューチャーセンターならし」が革新的で大きな役割を果たしている。そこで、フューチャーセンターならしの活動状況について伺う。	指定管理者として「習志野大久保未来プロジェクト株式会社」が運営しているフューチャーセンターは、「ほしい未来をつくる市民を増やす」をミッションに掲げ、市民一人ひとりが自分の得意を発見し、持ち寄る『協働イベントの拠点』である。センターの主な業務は、活動相談、交流促進、情報提供、イベント企画運営であり、各種事業を実施している。センターにはファシリテーターが常駐し、市民が市民活動を行う機会の提供や初動支援・活動補助を通して、協働イベントの生み出しや働きかけを行っている。その主なものを申し上げると、1つ目は、市民活動の初動支援講座等の開催である。「はじめる講座」、「はじめてみたい発表会」、「はじめてみよう相談会」、「一步目フェスティバル」を開催し、地域活動に意欲をお持ちの市民へ必要なノウハウ、企画発表、仲間の募集、企画実現を支援し、協働イベントの増加を促している。実際に講座に参加された方が「一步目フェスティバル」を経て、中央図書館の壁画アートイベントの講師となり、その後、市内をはじめ、各所にて事業の実施や講師として活躍されている。このほかにも、講座、フェスティバルを通じて知り合った仲間とともに子育てサークルを作り、現在地域で活躍されている方もいる。2つ目は、「自らの暮らしを楽しくする活動」と「習志野を元気にする取り組み」を両輪で行うメンバーシステムである『クリエイターズクラブ』の支援である。本年7月末現在、171人が登録し、イベントの開催やサークル、プロジェクトの立ち上げなど、地域を盛り上げる市民活動のプレイヤーとして活躍されており、その活動支援を行っている。個人単位だけでなく、利用者同士などで新たにサークルを立ち上げて活躍する方も増えており、中央公民館において5つのサークルが団体登録をされている。3つ目は、センター内のレンタルボックスにおいて、手芸や工芸を得意とする市民の手作りの作品を展示販売する「ヒトコマ雑貨市」である。雑貨市での展示販売が事業化への第一歩となるよう、後押しをしている。なお、「ヒトコマ雑貨市」への出品をきっかけに、本市のふるさと納税の返礼品として、山葡萄の網代編みのかごバックが選定されている。4つ目はブレーパーク事業である。毎月1回、公園を活用して子ども達が想像力で工夫して遊びを作り出すことのできる遊びの場を提供している。ボランティアメンバーであるブレーパークサポートとともに企画運営を行っており、コミュニティ形成の場としても機能している。また、サポートーの育成プログラムも実施している。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中においても、開設からこれまでたくさんの方に活用していただいており、令和3年度の各事業の参加者数は、延べ1千727人である。なお、本年度7月末までの4ヶ月間におけるセンター来所者数は、延べ3千269人である。	-	-
R4/3 4	清水 晴一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2	(3)		2. ブラッツ習志野について (3) 出会いの広場等の活用状況について 出会いの広場は市民交流の場として位置づけられ整備された。広場を活用した非日常的なイベントの実施や日常的な市民の自由な居場所づくりの取り組みについて伺う。	出会いの広場は、様々なイベントの開催や隣接したカフェでの休憩等、市民の交流の場として活用されている。コロナ禍での制限がある中、指定管理者により開催された主なイベントを紹介すると、「ブラッツモーニングマーケット」と題して、野菜や緑茶、お菓子や小物を販売する市場を定期的に開催し、新規施設利用者の増加を図るとともに、販売される地元のよいものを知ることで、より地元を好きになる機会を創出している。令和3年度は4回開催されており、毎回多くの方にご来場いただき、大変賑わっている。本年度は11月に開館3周年記念イベントとしてモーニングマーケットの他、初のフリーマーケットの開催なども計画されている。一方、市民の居場所づくりにおいては、令和3年度に民間付帯施設のカフェが開店し、多くの方がコーヒーを楽しみ、くつろいだ時間を過ごしている。しかしながら、休憩場所が少ないとのご意見をいただいており、指定管理者との協議を進めているが、出会いの広場は構造上、時に吹き抜ける風が突風となることがあるため、指定管理者としては安全配慮上、設置を見合わせていると伺っている。状況に応じ、且つ、安全を考慮した設置が出来るかについて、引き続き指定管理者と協議していく。	休憩場所の設置について、状況に応じ、且つ、安全を考慮した設置が出来るかについて、引き続き指定管理者と協議していく。	未

【教育委員会】令和4年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回	通告No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小				
R4/3 4	清水 晴一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2 (3)			再質問1	海外の方が日本に来て思うことはベンチが少ないということである。市民の居場所づくりの一つとして、各広場に縁台やベンチ、テーブルを設置することを要望する。当局の見解を伺う。	中央公園内には常設のベンチを10基、また、イベント開催時やキッチンカーサービスが実施される日など、状況に応じて移動式のベンチやテーブルを設置している。しかし、施設の利用者からは、更なるベンチの設置やテーブルセットの常設などについて、ご意見をいただいている。ベンチ増設にあたっては、適切な場所への設置、ベンチを地面に固定するなど安全面への配慮、費用面など、様々な課題があると認識している。また、出会いの広場へのベンチやテーブルの設置については、施設の構造上、突風が吹くこともあることから、利用者が安全に使用することができるよう、風への対策や職員の配置など検討する必要がある。いずれにしても、引き続き指定管理者と協議をし、安全面に配慮した上で対応が可能であるか検討していく。	引き続き指定管理者と協議をし、安全面に配慮した上で対応が可能であるか検討していく。	未
R4/3 4	清水 晴一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2 (3)			要望	ベンチなどを新たに整備するにあたり、整備費を縮減する手立てがある。豊島区池袋ではリニューアルで不用になった舞台の床材を再利用してベンチやテーブルなどのストリートファニチャーを設置している。2025年、習志野市文化ホール解体時の不用床材を利用する提案をする。また、米国の人アント公園では、市民や企業の寄付によるベンチの整備が行われている。検討をお願いする。	-	ベンチなどの整備費の縮減手法を検討する。	未
R4/3 4	清水 晴一	公明党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	2 (4)			本答弁	2. ブラック習志野について (4) 大久保中央公園の利用状況について 大久保中央公園は、ブラック習志野と一体的に指定管理されている。新たな取り組みとして、プレーパークやBBQの実施やキッチンカーの出店があげられるが、これらの公園の利用状況について伺う。	中央公園では、指定管理者が多くの市民の利用と多世代の交流を促進し、地域の活性化や賑わいの創出を図るとともに、新たな利用者を生み出すことを目的に自主事業を実施している。その主なものは、議員が述べていたように、プレーパーク事業やバーベキュー事業等であるが、その実績を令和3年度で申し上げると、プレーパーク事業は11回実施し、延べ675人が参加、バーベキュー事業は17回実施し、延べ244人が利用、キッチンカーサービスは11回実施し、延べ14台が出店した。また、本年度はこれらの事業の他、施設全体を一体的に活用した設立3周年的記念イベントを開催する予定である。今後も、より魅力的な事業が企画、実施されるよう、指定管理者と協議を図っていく。	今後も、中央公園においてより魅力的な事業が企画、実施されるよう、指定管理者と協議を図っていく。	未
R4/3 4	清水 晴一	公明党	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	3 (1)			本答弁	3. 社交ダンスについて (1) 社交ダンスの体育館利用の規制緩和について 社交ダンスで本市の体育館などを使用する際は、養生シート無しで貸し出すように、規制緩和を要望する。	現在、社交ダンスの大会で体育館を利用する際は、床の上に養生シートを設置した上で利用していただいている。これは平成29年度の大会時に、養生シートの設置をせずに実施した際、衣装の装飾品、いわゆるスパンコールやヘアピン等が落下していた実態があり、ほかの利用者の怪我の原因となる恐れがあると判断したからである。長岡市や近隣市の状況を確認したところ、その多くがシューズヒールカバーを付けることを条件に、養生シート無しでの利用を認めているとのことである。また、大会後は主催者が清掃を行い、落下物等が無いことを施設管理者が確認していると伺っている。このような状況を踏まえ、今後の体育館利用については、全ての利用者が安全・安心に施設を御利用いただくことを第一に、施設管理者、利用団体と協議を進めていく。	安全・安心に施設を御利用いただくことを第一に、施設管理者、利用団体と協議を進めていく。	未
R4/3 5	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3 (1)			本答弁	3. 休日の部活動の地域移行について (1) 地域移行の詳細について 国が示している方針について伺う。	スポーツ庁は運動部活動改革を推進する具体的な方策等を検討するため、令和3年10月に「運動部活動の地域移行に関する検討会議」を設置し、本年6月に検討会議よりスポーツ庁に対し提言があった。提言の中では、従来の部活動の意義を継承しつつ学校単位から地域単位の活動に変えていくことで新しい活動の機会を作っていくことや子ども達の多様な体験、スポーツに継続して親しむことができる機会を確保することが挙げられている。また、本年7月に千葉県教育委員会において市町村教育委員会職員を対象とし、運動部活動の推進に係る説明会が行われた。文化部活動についても、文化庁において検討会議が設けられ、本年8月の検討会議により地域移行について取り組んでいくことの提言がまとめられた。この地域移行については、休日の部活動から段階的に行なうことを基本とし、令和5年度から令和7年度を改革集中期間と位置づけ、地域の実情に応じて実施することとなっている。教育委員会としては、国・県・他市の動向を注視するとともに、本市でこれまで培ってきた部活動の良さを活かしながら、休日の部活動の地域移行実施に向けて進めていく。	国・県・他市の動向を注視しながら、本市のこれまで培ってきた部活動の良さを活かした制度設計にしていく。	未
R4/3 5	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3 (1)			再質問1	地域移行に伴い、スケジュールや保護者への説明はどのようにになっているのか。	千葉県では地域移行のスケジュールとして、令和5年度に1つの学校の1部活動を地域移行、令和6年度は全中学校で1つ以上の部活動を地域移行、令和7年度については全中学校部活動完全地域移行、令和8年度には準備ができる部活動から平日も地域移行していくことを達成目標として掲げている。また、これらを進めていくにあたり協議する場とし、今年度中に各市町村が協議会を設置することが示されている。本市としては、この県が示したスケジュールを参考に保護者説明等を含め今後検討していく。	地域部活動検討委員会を設置し、方針について協議していく。	未
R4/3 5	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3 (1)			再質問2	教員の兼職兼業についてどういった形で進めていくか。	教員の兼職兼業については、令和3年2月17日付けで文部科学省から、その取扱いについて通知があった。休日の地域部活動については、学校以外の主体である地域団体の業務に従事することとなるため、これまでの兼職兼業と同様に、本務の遂行に支障をきたさない範囲で許可することができるとして示されている。教育委員会としては、今後の部活動の在り方を定めていく中で、総合的に判断し、適切に対応していく。	今後の部活動の在り方を定めていく中で、総合的に判断し、適切に対応していく。	未
R4/3 5	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3 (1)			再質問3	人材確保の方向性はどのようになるのか。	国や県からは、部活動指導員の活用や教師等の兼職兼業、企業・クラブチームや大学からの指導者派遣、地域のスポーツ団体等と連携した人材バンクの設置などが示されている。本市としてはこれらを参考に検討していく。	地域部活動検討委員会を設置し、方針について協議していく。また、関係団体等と連携を取りながら、取り組んでいく。	未

回 数	通 告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/3 5	市角 雄幸	環境みらい	学校教育部	指導課	学校教育について	3 (1)	再質問4	保護者の費用負担については、どのようになるのか。また、行政の支援はあるのか。	運動部活動の地域移行検討会議の提言によると、地域移行によりスポーツ活動の機会を継続的・安定的に提供していくためには、所属するスポーツ団体等に会費を支払うことになり、現在の学校の運動部活動の部費に比べて保護者の負担が必要となることが想定されている。支援については、今後の国や県の動向を注視していく。いずれにしても、部活動の地域移行について色々な声、クリアしなければならない課題もある。そういうことも含めて、本市としては慎重に検討していかないと考えている。	国・県・他市の動向を注視し、保護者の理解を得られるように丁寧に進めていく。	未			
R4/3 6	小川 利枝子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2 (1)	本答弁	2. 特別支援教育について (1)特別支援学校の誘致について これまで中学部及び高等部の設置により、小中高が地域で貫して学べる特別支援学校の創設を求めてきたが、これまでの千葉県との協議経過や現況が、どのようにになっているのか、伺う。	本市には、平成27年に県立習志野特別支援学校が開校したが、小学部のみの設置であり、中学部、高等部で学ぶ生徒は、現在県立八千代特別支援学校に通学をしているところである。このようなことから、本市としては小学部から高等部まで市内で一貫して学べる環境が必要であるとの考え方の中、中学部と高等部の誘致について千葉県教育委員会と協議を行ってきたところである。協議の概要としては、本市には統廃合となる学校は無く、現在使用中の学校の中で転用可能な校地・校舎等を活用する併設型での設置を要望していたものである。県においても本市の要望を受け止めていただき協議を続けてきたものの、令和4年度当初予算において、既に廃校となっている千葉市花見川区の旧花見川第二中学校に新たに特別支援学校を設置するための予算が計上されたものである。県に伺ったところ、花見川区に新設する理由としては、県が策定した「県立特別支援学校整備計画」において、八千代特別支援学校と千葉特別支援学校の過密解消を図ることを目的として設置するものであり、地理的に八千代、千葉、習志野の中間点であること、中学校が一校全部空いており、校地、校舎等に十分な広さを確保できるものである、とのことである。このことを受け、本市への中学部・高等部の設置について県へ問い合わせをしたところ、地理的な面や広さの面で選定したことで理解いただきたいということ、並びに習志野市への設置検討については、新設校が開校し、児童生徒数の動向等が判明してからとなる。とのことであった。これまで、本市の児童生徒は本市において教育を受けられる環境を整えたい。小学部が開校した今においても、中学部、高等部をこの習志野市に設置をし、よりよい教育環境を整えたい。この強い思いを持って誘致に取り組んできた。しかしながら、こののような状況を鑑みると、これまで本市より様々な案を提案し、要望を重ねてきたところであるが、県の第3次計画期間において、本市に中学部等が設置されることは大変厳しいと認識したところである。このことに関しては、先ほど申し上げたとおり誘致を強く目指していただけたため、大変残念な思いでいっぱいである。一方、新設校の学区に本市が指定されるのかはまだ県より通知がないが、本市の児童生徒が通学する場合においては、通学バスや駐車場の整備、習志野特別支援学校との連続性など、本市の児童生徒や保護者にとって、よりよい教育環境が構築されるよう、強く要望していく。	本市の児童生徒や保護者にとって、よりよい教育環境が構築されるよう、強く要望していく。	済			
R4/3 6	小川 利枝子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2 (1)	再質問1	習志野特別支援学校について 小学部のみの設置となった経緯及び現状について伺う。	本市としては、特別支援学校を誘致することについて、小学部、中学部、高等部、全ての設置を要望してきた。一方、小中高全てを開設するためには、校舎や敷地などに、相応の規模が必要であり、県教育委員会としては、まずは袖ヶ浦東幼稚園跡地を活用した小学部のみでの開設に至ったものである。現在の習志野特別支援学校の状況を申し上げると、本年度、在籍児童数は49名となっており、平成27年度開設当初の16名から約3倍となった。このように開設時から在籍児童数が増加している現在、既に教室数が不足している状況となっている。このことから、県からの要望を受け、特別支援学校で使用できる教室数を増やすために、県教育委員会へ校舎を拡大して貸し付けを行う譲案を本議会へ提案させていただいているところである。具体的に申し上げると、2教室分136平方メートル及びトイレ25平方メートル、合わせて161平方メートルを追加で貸し付けるものであり、これまでの貸付面積1千827.74平方メートルを1千988.74平方メートルとするものである。	-	-			
R4/3 6	小川 利枝子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2 (1)	再質問2	中学部及び高等部の誘致に関する千葉県との協議について 具体的な協議経過(時期、回数、交渉者、要望文書の有無、回答文書の有無、他)と本市からの提案内容を、伺う。	平成27年に小学部が設置されたものの、中学部、高等部の設置については県との協議を続けてきた。近年の協議経過を申し上げると、内容としては、まずは義務教育である中学部の設置である。袖ヶ浦東小学校の特別支援部分をより拡大して、中学部を設置していただくことや、もしくは近接する他の学校等において余裕教室を活用して中学部を別の場所に開設することである。このことについては、県の特別支援教育課・特別支援学校整備室が担当となっており、整備室の室長及び副室長と、本市の学校教育部次長、学校教育部主幹が毎年2回ほど協議の場を設け、県へ伺ったり、県から来ていただきたりし、先の内容について直接申し上げるとともに、県の特別支援整備計画へ記載をお願いしてきたところである。	-	-			
R4/3 6	小川 利枝子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2 (1)	要望	行政は文書主義であるとよく耳にするが、将来に経過をきちんと残しておこうためにも必要であると思うし、保護者などの思い、教育長の決意を文書にし、耳だけではなく心に届くような文書を届けておくべきだったと思う。結果を出すために過程が何よりも大切だと考えている。取り組む姿勢が問われる所以、今後に向けた反省として理解いただきたい。	-	-	-			
R4/3 6	小川 利枝子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2 (1)	再質問3	教育長の「大変厳しい」との答弁について (施設設置者である県の判断であることから致し方ないと理解するが、再確認の意味で) 千葉県としては、習志野市内への設置は「無」と理解していると言ふことでよいか。	教育長からも答弁したところではあるが、県の第3次計画期間、これは令和13年度末になるが、この期間においては、本市に中学部等が設置されることは大変厳しいと認識しているところである。	-	-			
R4/3 6	小川 利枝子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2 (1)	再質問4	本件に関する教育委員会の見解について 教育委員会には、いつ、どのように報告し、どのような質疑や意見があったのか、伺う。	教育委員会への報告については、一般質問の報告の中で行っている。直近だと、令和4年4月、令和3年10月の教育委員会会議において、小川議員より特別支援学校誘致に係る御質問をいただき、このことについて、報告をしているところである。なお、その際に質疑等については特になかった。今後の報告については、県より新設校に係る通知が来た時にっていく。	-	-			

【教育委員会】令和4年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回 告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果	
						大	中	小					
R4/3 6	小川 利枝子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		再質問5	本件に関する保護者や関係者への周知について児童生徒の進学先に関わることであることから、今後、千葉県及び本市の方針をどのように伝えていくのか、伺う。	現在のところ、県からの正式な通知はない。正式な通知が届いたら、当事者団体への説明や就学前の説明会等を活用して周知を図っていくことを検討している。また、府内においても、特別支援に係るこども部、健康福祉部と情報共有をしていく。	正式な通知が届いたら、当事者団体への説明や就学前の説明会等を活用して周知を図っていくことを検討している。また、府内においても、特別支援に係るこども部、健康福祉部と情報共有をしていく。	未
R4/3 6	小川 利枝子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		要望	努力を惜しまぬことで現場の理解も納得も得られるのではないかと思うので、スピード感を持って丁寧にかつ正確に伝えいただきたい。	-	-	-
R4/3 6	小川 利枝子	公明党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	2	(1)		再質問6	今後の本市の特別支援教育の推進について(出来ない未来に力を注ぐより、求められている今に目を向けるべき。そのことがより子供たちの未来につながるものと考えるので)習志野市内への、中学部及び高等部の誘致に注いでいた力を、今後はどのような施策展開に向けていくのか、伺う。	【教育長答弁】まず初めに、先程も答弁したとおり、県の第3次計画期間においては、本市に中学部等が設置されることは大変厳しいと認識しているが、機会をとらえるなかで中学部等の誘致について県に伝え続けていきたいと考えている。本市における特別支援教育の具体的な取り組みとしては、これまで議員から御指摘いただき、私からも申し上げてきたとおり、人材の育成、専門性の向上、体制整備の3点について最大限の力を注いでいく。人材育成については、校内での幅広い連携を通じて、特別支援教育推進の中心となる人材育成に取り組む。校内では、通常学級、特別支援学級にかかる支援が必要な児童生徒がいる。学校全体を広く見渡した上で連携を進める体制づくりを行う。専門性の向上については、通常学級担任の積極的な参画や研修を進めていく。体制の整備については、今年度、学校現場と教育行政の双方について広くマネジメントできる人材を教育委員会に配置し、各部との情報共有の在り方や研修の系統性などに関して、積極的に改善を図っているところである。本市への中学部、高等部の設置については、困難な状況であるが、市立学校においても、特別な支援をする児童生徒が通っており、安心して通うことのできる教育環境を整えていく。	本市への中学部、高等部の設置については、困難な状況であるが、市立学校においても、特別な支援を要する児童生徒が通っており、安心して通うことのできる教育環境を整えていく。	済
R4/3 7	真船 和子	公明党	学校教育部	総合教育センター	その他 (文教福祉関係)	1	(1)		本答弁	1. 教育行政について (1)習志野市の文教ゾーンとして位置づけられた総合教育センターを核とする東習志野地区の再整備について、どのような構想をお持ちか教育長の見解を伺う。	昭和40年代に、現在の総合教育センターを中心とした文教地区では、国有地の跡地を活用し、小・中学校、運動施設等を含めた文教施設を設置する文教センター構想が立てられた。構想当時、この文教センターは本市教育の中心として位置付けられ、現在は東習志野小学校、第四中学校、総合教育センター、東部体育館などの施設が設置されており、その役割を果たしている。本市は、基本構想において、「未来をひらく教育の推進」「生涯にわたる学びの推進」をまちづくりにおける教育面の柱としている。教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりにつながる。教育委員会では、この目標を抱合する「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を基本目標とし、「信頼と情熱あふれる教育」「夢のある学び」「地域・市民との連携」をキーワードに教育を展開している。本市が目指す教育の実現には学校教育、生涯学習、地域活動の連携が必要不可欠であり、さらには市民利用の活性化、地域の発展に資することが重要である。文教地区の再整備にあたっては、生涯学習、学校教育を中心とした施設配置を考えていなくては、幼、小、中学校間の交流学習、体育館や図書館などの社会教育施設の共有など、各施設が集積されているメリットを十分に活かすことで、教育研究拠点としての機能を十分に果たすことができるものと強く認識している。また、地区に集積する教育施設同士が多様な連携を行うことにより、人と人がつながり、教育における様々な可能性を引き出すことができるものである。このことを実現するための施設の複合化や機器設備の高度化の実施などによって、東習志野の文教地区的環境を活かしながら施設整備を進めしていくことが重要であり、実現に向けてしっかりと力を入れていきたいと考えている。さらに、教育機関の間の連携のみならず、教育施設の市民利用の促進や地域の発展に資する施設の整備により、教育と地域の連携が進み、東習志野地区の地域の活性化にも大きく寄与するものと捉えている。この東習志野の文教地区は本市教育行政にとって大変貴重な財産であると認識している。文教地区は習志野市の教育のまちの原点であり、文教センター構想の理念を今後も絶やすことなくしていくとともに、新しい時代に求められる機能を取り込んでいきながら、未來の教育の充実を図りつつ地域に開かれた施設整備ができる期待したいと、私自身強く感じているところである。学校教育と生涯学習・地域活動の交流が積極的に行われる文教地区を目指すとともに、今後とも本市教育の拠点として教育活動の展開を推進していく。	今後も本市教育の拠点として教育活動の展開を推進していく。	済

回	通告番号	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/3 7	真船 和子	公明党	学校教育部	総合教育センター	その他 (文教福祉関係)	1 (1)				要望	文教ゾーンは小学校、中学校、研究機関（センター）が隣接した配置である。東習志野小学校には、言語及び情緒の通級教室、難聴指導教室の設置等先進的な取り組みを行ってきた経緯がある。市内唯一の適応指導教室の設置など文教ゾーンとしての役割がある。守っていくという御意志をいただいたので、新たな文教ゾーンとして発展してほしい。	-	関係部局と協議・検討していく。	未
R4/3 7	真船 和子	公明党	学校教育部	総合教育センター	その他 (文教福祉関係)	1 (1)				再質問2	文教ゾーンにおける教育環境の課題について、どうとらえているか	文教地区の教育環境の課題としては、文教センターとして整備が行われてから50年近くが経過しているため、公共施設の老朽化が進み、周囲の住環境も大きく変わっており、施設の利用の仕方も多様になっている状況である。整備時と比較すると、周辺の人口も増加したことから、小学校、中学校の学校規模も大きくなつたとともに、車両の増加により通学路となつている文教通りについても狹隘となつていることも認識しているところである。また、各施設についても老朽化が進んでおり、暫定的な修繕を重ねている状況である。加えて、老朽化とあわせて現状の利用実態に即さない部分も散見されること、逆に機器の老朽化により現在では利用することのない部分も出てきているなど、再整備にあたって、現在の利用実態、そして将来の活用にあわせた最適な再整備内容とすることが必要であるものと認識している。さらに、教育行政に関する課題も増加、多様化が進み、総合教育センターにおける調査・研究機能など、文教センター設置時に想定していた機能について充実を図つていかなければならないものがあることについても認識をしているところである。教育委員会としては、これらについて再整備に合わせて改善できるか、関係部局と協議・検討していく。	関係部局と協議・検討していく。	未
R4/3 7	真船 和子	公明党	学校教育部	総合教育センター	その他 (文教福祉関係)	1 (1)				要望	文教通りといわれている車道、歩道が狭い中で横断歩道を設置していただいた。また、総合教育センターにも課題があると言っていた。センターはシンクタンクとして役割を果たしているのか。老朽化だけではなく、役割を考える必要があるのでということを提示させていただいた。今後も研究機関として、再整備にあたっては機能を果たして欲しい。	-	今後も本市教育の拠点として教育活動の展開を推進していく。	済
R4/3 7	真船 和子	公明党	学校教育部	総合教育センター	その他 (文教福祉関係)	1 (1)				再質問3	公共施設再生計画にある文教地区における様々な取り組みについて、チャレンジできるか伺う。 ・小中一貫校を将来的につくっていくこと。 ・総合教育センターを習志野の教育のシンクタンクになるようにしていただきたい。 ・東習志野図書館を東習志野小学校、第四中学校の学校図書館と複合化できないか。 ・学校プールを民間導入し、東習志野小学校、第四中学校が使っている以外は市民が利用できるようにする。 ・マーチングの練習ができる施設をつくる。	公共施設再生計画においては、東習志野小学校及び第四中学校の併設、一部機能の多機能化及び共用を図り、さらには他施設との多機能化によって、高度な教育環境を目指す考え方が示されている。また、議員から提案いただいた内容については、先ほど教育長から答弁をしました習志野の教育を実現していく中で、構想を具体的に実現することにつながっていくものであると認識している。個々の内容については、実現に向けて整理・解決すべき事項もあるよう思うことから、これらについても十分念頭に置きながら、施設の複合化、共同利用などを含めて、教育長が申し上げた構想が実現できるよう、関係部局と協議・検討していく。	関係部局と協議・検討していく。	未
R4/3 7	真船 和子	公明党	学校教育部	総合教育センター	その他 (文教福祉関係)	1 (1)				要望	明るい未来に向かって子どもの学びや、地域の方が使えるようにお願いしたい。	-	関係部局と協議・検討していく。	未
R4/3 6	真船 和子	公明党	学校教育部	総合教育センター	その他 (文教福祉関係)	1 (1)				再質問4	再整備の今後の予定はどうなっているか。これまでどのような議論をしてきたか。地域の関心も高いがどう議論していくか。どのような整備をしていくのか方向性がでているのか確認したい。	小中学校については、公共建築物再生計画と密接に関連する教育委員会内の計画である学校施設再生計画の策定、見直しの作業の中で教育委員会において設置している検討専門委員会において議論を行い、各計画に反映してきた。また、総合教育センターを中心とする複合化施設の再整備については、センター自体の老朽化が著しく進んでいるもあり、再整備の前倒しについて教育委員会内で議論を行い、市長事務部局と調整を行っているところである。第2次公共建築物再生計画においては、東習志野文教地区の教育施設のうち、東習志野小学校については令和9年度以降に、第四中学校については令和18年度以降に、総合教育センターを中心とした複合化施設については令和11年度以降に、それぞれ建て替えを実施することとなっていると認識している。現在、市長事務部局において、公共建築物再生計画の中間見直しの作業を行っているところだが、教育委員会としては、各施設の老朽化が進んでいることなどから、建て替えの実施時期について、市長事務部局と協議を行っているところである。計画の見直しの結果を踏まえて、教育委員会内で様々な課題をしっかりと議論したうえで建て替えの実施前には、施設整備にあたっての具体的な基本方針を取りまとめて、示していきたいと考えている。	建て替えの実施時期について、市長事務部局と協議し、施設整備にあたっての具体的な基本方針を取りまとめて、示していきたい。	未
R4/3 7	真船 和子	公明党	学校教育部	総合教育センター	その他 (文教福祉関係)	1 (1)				要望	再整備については令和8年度からであって、先のように感じるが、時間はない。早い段階で教育委員会の意向、市長部局の意向、地域との話し合いで教育の拠点となることが大切である。地域住民を巻き込んで議論していきたい。	-	関係部局と協議・検討していく。	未
R4/3 7	真船 和子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1 (2)				本答弁	1. 教育行政について (2) 給食費無償化について 令和4年第2回定例会において、県の動向を注視するとのことだが、その後について伺う。	千葉県は子どもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るために、市町村と連携し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を無償化するための関係予算案を、9月県議会定例会に提案することを表明した。この支援の具体的な内容について述べると3人以上の子を扶養する世帯において、被扶養者である子のうち年齢が上から3番目以降の児童生徒の給食費を無償化している市町村に対して必要となる財源の2分の1を補助するもので、令和5年1月分から実施するものである。教育委員会としては、県と同様、令和5年1月の実施に向け関連する予算について提案できるよう市長事務部局と協議を行っていく。	関連予算について市議会に提案できるよう市長部局と協議を行っていく。	済

【教育委員会】令和4年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回 次 数	通 告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号 大 中 小	答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
R4/3	7	真船 和子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1 (2)	再質問1	すでに、第3子以降の無償化に取り組んでいる自治体においては、第1子、第2子の要件に年齢制限を設けている自治体があるようだが、習志野市では、どのように考えているのか。	第3子以降の無償化に取り組んでいる自治体においては、第1子、第2子についての年齢を22歳以下とする自治体や義務教育期間中と限定する自治体など、一定の制限を設けている自治体もあるが、本市においては、県と同様、年齢制限は設けない方向で考えている。なお、具体的な対象要件等の詳細については、今後検討していく。	具体的な対象要件等について検討する。	済
R4/3	7	真船 和子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1 (2)	再質問2	年齢制限を設けないとのことだが、その場合、対象者はどれくらいいるのか。	住民基本台帳上の数値では、同一世帯における第3子以降の子どもが、小・中学校の義務教育課程の年齢となっている人数は、約1千400人である。しかし、第1子、第2子が大学生で一人暮らしをしているなど、保護者に扶養されていない場合や同一世帯ではない子を扶養している場合などもあるので実際の人数は1千400人から増減するものと考えている。	-	-
R4/3	7	真船 和子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1 (2)	再質問3	県の支援を受けた場合の市の負担はどれくらいになるのか。	対象となる児童生徒を1千400人ほどで試算すると、年間総額約8千500万円であり、県からの補助金を除いた市の負担額は、年間約4千250万円となる見込みである。なお、本年度は、令和5年1月分からの実施となると1月、2月、3月分で市の負担額は約1千100万円位となる見込みである。	-	-
R4/3	7	真船 和子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1 (2)	再質問4	県の支援は、継続的に行われるのか？また、県の支援が行われなくなった場合、市として継続して第3子以降の無償化に取り組むのか。	県からの継続的な支援については、実施期間については確認できていないが、教育委員会としては、県の支援が行われなくなったとしても、可能な限り継続する方向で市長事務部局と協議していく。	可能な限り継続する方向で市長事務部局と協議する。	未
R4/3	7	真船 和子	公明党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1 (2)	要望	今後の状況も踏まえながら検討課題として議論を進めていただきたい。 また、令和5年1月から3月までの第3子以降の給食費無償化について保護者へしっかりと説明をする機会を設けていただきたい。	-	議論を進める。 無償化実施に向け、学校を通じて制度内容等の周知を行っていく。	未
R4/3	8	相原 和幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	教育総務課	学校教育について	6	本答弁	6. 学校教育における教育費の推移について (ハード面=施設整備ではなくソフト面について) 教育について、施設整備を順次進めているのは理解しているが、ソフト面について、どのような予算推移をたどっているのか伺う	直近5年間の当初予算における教育費について申し上げると、平成30年度が約86億円、令和元年度が約97億円、令和2年度が約83億円、令和3年度が約77億円、令和4年度が約80億円である。これらについては、学校建設費が多く含まれており、施設整備の時期によって、予算が大きく変動している。この学校建設費や公民館・図書館運営費等の社会教育に係る経費を除いた学校教育に係る教育費の推移を申し上げると、平成30年度から令和4年度にかけて、約43億円で推移している。少子高齢化社会への対応や公共施設再生への取り組みがなされている中においても、未来をひらく高水準な教育を推進していく予算が計上されているところである。教育委員会では、本市教育の基本的な方向を示す指針として、「豊かな人間性と優れた創造性を育む習志野の人づくり」を基本目標とした「習志野市教育振興基本計画」を策定し、様々な施策を展開している。学校教育においては、変化の激しいこれから社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力という知・徳・体のバランスの取れた力、生きる力を育てることが求められている。そのような中で、「いじめ・不登校の未然防止・解消」、「特別支援教育の一層の充実」、「教職員の資質指導力向上」、「確かな学力を保障する教育の推進」、「ICTの利活用による高水準な教育」等の施策を取り組んでいるところである。「いじめ・不登校の未然防止・解消」を例に申し上げると、教育相談員の増員や匿名メール相談WEBアプリの導入を行い、児童生徒一人ひとりが安心して学校生活を送ることができるよう取り組んでいる。今後も、限られた財源の中であるが、よりよい教育環境を整備するとともに、子どもの可能性を広げ、未来をひらく教育の充実に取り組んでいく。	今後も、限られた財源の中であるが、よりよい教育環境を整備するとともに、子どもの可能性を広げ、未来をひらく教育の充実に取り組んでいく。	済
R4/3	8	相原 和幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	6	再質問1	いじめ・不登校の未然防止・解消に向けて、どのような人材を配置しているのか。	いじめ・不登校の未然防止・解消のためには、児童生徒に寄り添う思いや専門的な知識を有した人材の配置が必要であると考えている。そこで、児童生徒の個々の悩みに応じた教育相談やカウンセリングの充実を図るために、スクールカウンセラーが中学校には概ね週に1回程度、小学校には概ね2週に1回程度、県より配置されている。また、本市では何らかの理由で教室には入れなくても学校には登校できる児童生徒に対し、教育相談や心の居場所づくりをする支援を進めてきた。その担当手として、教育相談員を週4日程度配置している。その配置校数については、平成19年度に各中学校に配置されて以降、現在は小学校8校に配置を拡大している。	教育相談やカウンセリング、心の居場所づくりを進めていく。	済
R4/3	8	相原 和幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	6	要望	市の単独の事業として大賛成である。子どもを育てるうえで大事なことであるので、各校に教育相談員を配置したいと強く願う。また、戸田市で取り組んでいるメタバースについて、今後研究をしてもらいたい。	-	今後も動向を注視していく。	未

回	通告番号	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/3 8	相原 和幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	6				再質問2	確かな学力を保障する教育の推進のために、学校図書館の充実は大切であると考える。必要な人材は配置されているか。	学校図書館については、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であると学習指導要領に明記されており、読書活動の推進とともに、調べ学習等での活用も大いに期待されている。学校図書館が学校における言語活動や探究活動の場となることで、学習の充実を図ることができる。また、学力と読書量に相関関係があることは、全国学力・学習状況調査の結果から読み取ることができる。学校図書館の利活用の推進に当たっては、図書館資料の充実と、学校図書館の運営等にあたる学校司書の充実が大切である。現在、市内では11名の学校司書が勤務している。それぞれが2校から3校を担当し、1校当たり週2日程度の勤務となっている。	図書館資料や学校司書の充実に努めていく。	済
R4/3 8	相原 和幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	6				要望	見えない部分を支える存在である。各学校に配置をお願いしたい。	-	今後も動向を注視していく。	未
R4/3 9	中山 恭順	環境みらい	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	3				本答弁	3. 図書館行政について 指定管理導入の経緯と現状について伺う。	市立図書館は、図書館法に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的に設置している。図書館の管理運営は多様化する住民ニーズに対応するため、民間の社会情勢の変化に対する柔軟な対応力や経営資源の活用力を活かし、より効率的、効果的に住民サービスの向上を図るために、平成24年度から現在の中央図書館を除く東習志野、新習志野及び谷津の3館に指定管理者制度を導入した。指定管理者である「株式会社図書館流通センター」が、図書の貸出・予約等のサービス業務や、施設や備品の管理運営業務を行っている。一方、市の直営館である中央図書館は、指定管理者による管理運営が適切に行われるように、業務の連絡調整やモニタリング等の指定管理者の監理を行っている。また、指定管理図書館の受入図書や除籍図書の選定は、指定管理者からの提案を受けて、中央図書館が決定している。図書館への指定管理者制度導入による効果としては、指定管理者による多種多様な自主事業の実施が挙げられる。例として、習志野市の明治から昭和40年代までの写真や絵葉書をデジタル化してインターネットで公開したデジタルアーカイブの取り組みの他、今年度からは電子図書館事業を行っている。	-	-
R4/3 9	中山 恭順	環境みらい	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	3				再質問1	図書の購入先、年間予算、指定管理者と直営時の差、割り振りはどうなっているか。権限は市か指定管理者か。	指定管理館3館の図書の購入先は、直営時から引き続き習志野市書店協同組合から、中央図書館の図書は、株式会社図書館流通センターから購入している。図書購入費は、直営の最終年度となる平成23年度と令和3年度の決算値で申し上げると、市立図書館合計で、平成23年度は2千448万992円、令和3年度は3千54万4千107円で、605万4千115円の増となっている。予算の割り振り及び図書の選定の権限については、各館の利用状況や蔵書の状態等を考慮し、中央図書館が行っている。	-	-
R4/3 9	中山 恭順	環境みらい	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	3				再質問2	総蔵書数と比べて、1年で0回等頻度が劇的に低い蔵書はどれくらいあるか。	令和4年8月末現在の蔵書冊数は、39万4千685冊である。このうち、1年以内の貸し出しが0回であった図書は21万1千677冊となっている。なお、約21万冊の中には、図書館内でのみ読まれているものも含まれている。	-	-
R4/3 9	中山 恭順	環境みらい	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	3				再質問3	毎年約3万冊購入しているが、蔵書の半分以上が、ただ置いておくことになっている。指定管理者になってから、ずっと同じことがされている。現状、教育長はどう思ったのか。	【教育長答弁】 貸出冊数については、指摘のとおり課題があると思っている。図書館は学びの場や情報の部分も含めて、ステーション的な機能を持っている。図書館全体を活用していただくという面で、教育委員会でもしっかりと取り組み、貸出冊数についてもしっかりと取り組んでいかたい。学校教育においても、児童生徒に本の貸出冊数について各学校で取り組んでいる。このことを基礎として、図書館行政をしっかりと進めていきたいと考えている。	書庫資料の紹介等、未利用資料の減少に取り組んでいく。	未
R4/3 9	中山 恭順	環境みらい	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	3				再質問4	現在の年間貸し出し総数は、指定管理前と後では。	市立図書館の図書の年間貸出冊数については、平成23年度は101万565冊、令和3年度は109万7千867冊で8万7千302冊の増となっている。	-	-
R4/3 9	中山 恭順	環境みらい	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	3				再質問5	貸出目標は定めないのか。	令和元年度に策定した後期基本計画において、図書館の図書貸出冊数の目標値を、令和7年度末で103万7千冊と定めている。また、令和4年度の図書館の基本方針の重点目標として、市民一人当たり6冊などしている。	-	-
R4/3 9	中山 恭順	環境みらい	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	3				再質問6	昔の税や法律の本が並んでいないか。	購入した図書については、「資料の除籍に関する基準」に基づき、5年を経過し、保存する価値が無くなったらと判断したものを除籍することを基本としている。また、5年未満でも、破損や汚れなどで提供できない状態になった本や、新たな事実の発見や制度改正等により内容が古くなってしまった本は除籍している。質問の昔の税や法律の本についても、内容が古くなってしまったものは、基準に則り買取替えを行っている。	-	-
R4/3 9	中山 恭順	環境みらい	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	3				再質問7	再度確認するが、中央図書館の責務として、確実に税制改正等があった時にはすぐ買い替えをしているという認識で100%大丈夫なのか。	すぐ、というのがどのくらいの期間なのか難しいが、基本的には購入できる状態にならないと購入できないため、その期間はある程度有していると思う。基準に則り図書の整備は行われているという認識である。	-	-
R4/3 9	中山 恭順	環境みらい	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	3				再質問8	本の羅列の仕方は誰がどの権限で決めているのか。市時代と並べ方に変化が無い。	市立図書館の本の並べ方は、公共図書館で多く採用されている日本十進分類法をもとに、本の主題ごとに並べている。図書館の管理者が変わることに並べ方を変えることは、利用者に混乱をきたすことから、基本は直営時のままとしている。なお、指定管理者により中高校生を対象とした本のコーナーを作るなど、様々な工夫も行われている。	-	-
R4/3 9	中山 恭順	環境みらい	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	3				再質問9	指定管理10年で人件費を抑制しただけになっていないか。	指定管理者制度の導入は、人件費の削減が図られただけでなく、専門的知識を持つ職員の確保による相談業務の充実、さらに祝日開館による開館日の増加、おはなし会実施回数の増加、乳幼児、児童、中高生、一般向けの様々な講座の開催等、利用者サービスの向上が図られている。本がなかなか探し難かったことについては、図書館職員が案内もしているので、是非利用していただきたい。また、21万冊が残っているという話しがあるが、その中には図書館から持ち出しが不可の本もあり、図書館で読むということもある。どういった本を蔵書するかということは、よく借りられるような本を蔵書するというのもあるが、なかなか市場に出回らないような貴重な資料や専門的な本などを揃えるというのも図書館の重要な役割ではないかと認識をしている。	-	-

【教育委員会】令和4年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回 通 告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号 大 中 小	答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
R4/3 9	中山 恭順	環境みらい	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	3	再質問10	貸出回数が1年で0回になったものを倉庫に引き上げると、半分以上のスペースができる。子ども達がゴロゴロしながら本を読んだりするスペースを作ればいい。子ども達が少ないため、そういう場所にしていくべきだと思う。静かなスペースと子ども達のスペースを分けるなど、考へるのが市であり、指定管理者に要求されることだと思う。今の図書館行政はあまり子どものためになっていない。予算の責任者として市長が、図書館はこうあるべきではないかと、もう一度考えて、抜本的に改善していくくらいの状況だと思う。蔵書のうちの半分以上が置きっぱなしになっている。どのように改善していくのか。	【教育長答弁】 議員から指摘いただいた点は、参考にしていかなければならない点も多々あると思っている。中央図書館を利用しているが、新しい形の図書館というものがスタートしているのではないかと考えている。そういった考え方を広く市内の図書館に伝えていかなければいけないと思っている。指定管理のことだが、現場の校長をやっていた中で、民間の視点で学校に訪問して児童生徒の図書館利用について、様々な提案をいただいた経験もある。そういう意味では、効果のある部分も多々あるが、課題もあると思っている。さらに充実した図書館行政となるように努めていきたいと考えている。 【市長答弁】 基本は教育長答弁のとおりだが、さらには言うのならば、図書館には利用者が見ることのできない本当の蔵書、在庫している図書の方が多い。そういう意味では議員の言っていることも一理あるが、一方で部長が答弁したように、高額な本や残していかなければならない本を保管するということが、図書館行政の胆でもある。これは両方理解していただければと思う。本をたくさん読んでいただくこと、これはとてもいいことがあるので、本を読んでいただききっかけになるような仕組みというのは、色々な意味で考へていい。これが教育長が答弁した「さらなる改善」だと思う。これについては、しっかり注視していきたいと考えている。	引き続き、指定管理者と協議、連携し、子どもを含めた市民の図書館利用の促進に取り組んでいく。	未
R4/3 9	中山 恭順	環境みらい	生涯学習部	中央図書館	生涯学習について	3	要望	夏休みに子どもの姿がないので、通って悲しくなった。子どもが集まって、にぎわってこそ図書館らしいと思う。视察に行ったところ、図書館を中心にうまくまちづくりを展開している。習志野市はそれが出来ているように思えない。また聞いていくのでお願いしたい。検討して欲しいのが、休日の開館時間である。土曜日は7時まで、平日は5時までだと、通勤の人や土曜日仕事のある人が、勤務時間外に本を借りづらい状況があると思う。また、子どもの貧困が叫ばれている。子ども達の学校の中心の話題である人気漫画の話題についていけない、本が読めない子どもがいると思う。子ども達に来てもらって、持ち出せないけど図書館で読んでいい、くらいやっても構わないと思っている。漫画は日本の文化なので。そのあたりを是非検討していただきたい。	-	中央図書館は20時まで開館し、休館日も予約資料の受取りができることについて、周知に努めいく。また、漫画についても、中央図書館で収集を開始し、貸出しも可能となっており、資料の充実に努めていく。	未
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1 (2)	本答弁	1. 灵感商法等で多数の被害者を出し続けていた世界平和統一家庭連合（旧称：世界基督教統一神靈協会）及び関連団体と、習志野市の関係について (2)世界平和統一家庭連合船橋中央家庭教会のホームページに習志野市の市立学校で交流会を開催したことが掲載されているが、経過を伺う。このほか、教育委員等が企画に参加したり、教育委員会が後援・補助・祝電送付などをしたりしたことはなかったか。	議員御指摘のホームページに掲載された内容は、学校体育施設開放事業を利用している団体の活動であると推測される。学校体育施設開放事業は、小学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲において市民に運動の場を提供する事業で、学校とスポーツ関係者で構成する学校体育施設開放運営委員会を設置し運営しており、利用にあたっては年度当初に団体名や実施するスポーツを申告し、利用団体登録を行っている。学校体育施設を利用している各団体は、それぞれ定期的にスポーツ活動を楽しみ、利用の仕方、活動状況に問題があるという報告は受けていない。 次に、教育委員等が企画に参加したり、教育委員会が後援・補助・祝電送付などをしたこととは、それぞれ現存する文書により調査をした結果、該当はない。	-	-
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1 (2)	再質問1	船橋市では、政治、宗教、営利目的の利用を認めない基準があるが、習志野市にそのような基準はないのか。	本市では、「習志野市学校体育施設開放に関する規則」第7条に、利用の条件として、「営利行為その他スポーツの場としての利用に反することをしてはならない」と定めている。	-	-
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1 (2)	再質問2	ホームページの内容を見ると、統一教会への勧誘と受け止められるが、当局の見解を伺う。	御指摘のホームページに、学校施設を使った活動報告と次回開催への参加の呼びかけが記載されていることを確認している。ホームページ作成の真意はわからないので、コメントのしようがないというところである。	-	-
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1 (2)	再質問3	学校体育施設開放運営委員会と教育委員会で情報共有し、規則違反があった場合には、きちんと対処するように求めるがいかがか。	利用団体が学校を利用する際は、教育長が任命した管理指導員が常に常駐し、施設の管理並びに利用状況を確認している。事故や利用に問題があった場合などには、管理指導員は開放運営委員会の会長、教育委員会へ報告するよう、対応を事前に定めているので、情報が入ってくる。今後、規則に違反するような利用があった際には、利用の中止を命ずるなど規則に則り対処していく。	今後も動向を注視していく。	未
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	生涯スポーツ課	生涯学習について	1 (2)	要望	習志野市民を統一教会から守って、被害者救済に力を尽くすことは住民の立場に立つ自治体のすべきことであるため、この立場から市長と教育長にも対応してもらうよう要望する。	-	-	-
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	生涯学習部	社会教育課	生涯学習について	3 (2)	本答弁	3. 関東大震災100年へ向けた取り組みについて (2)地震による被害だけでなく、陸軍習志野支鮮人收容所、陸軍騎兵連隊による亀戸事件なども軍郷習志野の歴史的事実として記録・公表し、次世代の歴史教育に生かすことを求めている。このほか、市民が手軽に地域の歴史を学べる入門書として役立つように発行した「新版習志野その今と昔」においても、同様に記載している。本市の歴史を語る上では、事実・史実に基づく事柄について、きちんと記載していくことは大切なことと認識しており、今後も習志野市にゆかりのある資料を収集し、引き続き調査研究していく。	今後も習志野市にゆかりのある資料を収集し、引き続き調査研究していく。	未	

回 回 告 告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
						大	中	小					
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5	(1)		本答弁	5. 習志野市内の学校における児童生徒性暴力等の発生と対応について (1) 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に「被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護する」「国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者の連携の下に行わなければならない」「児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられる」とあるが、習志野市教育委員会はどのような施策を策定し、実施しているか。警察が被害届を受理した事件が発生しているが、教育委員会はどうに対応しているか。	教職員が守り育てるべき児童生徒に対して、性暴力等によって、愈えることのない心的外傷や心身への重大な影響を与えることは、決してあってはならないことである。このことについては、これまでも国や県から様々な形で通知されている。教育委員会としても、教職員に対して周知徹底を図るとともに、性暴力等を含め、不祥事根絶に向けた研修を繰り返し実施しており、各学校に対しては校内研修を実施するよう指導している。また、早期発見のための施策として、定期的な教育相談の実施やスクールカウンセラーの配置などによる相談体制の整備を行っている。各学校においては、県が作成したリーフレットや動画の活用、教育委員会職員を講師とした研修など、各学校で方法を工夫しながら、教職員への理解促進と啓発を進めている。さらに、児童生徒を対象としたセクハラ・体罰に関する学校生活アンケートの実施や、わいせつセクハラ相談窓口の周知等を行い、児童生徒が被害を訴えやすい体制を整えている。なお、御質問の事案については学校から報告を受けており、市教育委員会から県教育委員会にも報告し、連携して対応している。	-	-
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5	(1)		再質問1	千葉市では、子供への性暴力防止対策検討会と教育委員会が協働で「児童生徒を性暴力から守るために行動指針」を策定し、それを補強する「児童生徒への性暴力発生時の対応フロー」と合わせて周知徹底が図られている。習志野市は、千葉市のような施策がまったくまとまっていない。なぜ、習志野市の教職員の性暴力対策が遅れているのか。	千葉市について行動指針や対応フローを策定し、取り組んでいることは承知しており、本市においてもその考え方を参考に研修会等を実施している。また、文部科学省から示されている性暴力等の防止等に関する基本的な指針に基づいた対応を行うよう、各学校に対して、通知や研修会、校長会議等を通して周知している。現在、学校や教職員の具体的な対応について、各学校に示すことができるよう、文部科学省からの指針や千葉市の対応フローなどの研究を進めている。	-	-
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5	(1)		再質問2	児童生徒、特に小学校低学年や特別支援教育において「性暴力とは何か」の学習はされているか。	学校では児童生徒に対して、毎年セクシャルハラスメント及び体罰に関するアンケートの事前指導として、児童生徒の発達段階に応じて、性暴力についての指導を実施している。教育委員会では、文部科学省から通知された「子供や若者を性暴力の当事者にしないための生命の安全教育」を実施するための指導の手引き及び教材等について学校に周知し、小学校低学年や特別支援学級の児童に対しても、発達段階や個々の障がいの状態及び特性等を踏まえて、指導を行うよう通知している。今後、各学校での実施状況を把握し、確実に実施されるよう指導していく。	学校で確実に実施されるよう指導していく。	済
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5	(1)		再質問3	千葉市の検討会の後藤弘子座長は「課題は、被害の相談があった時の対応だ。児童生徒への聞き取りは、学校側が行うべきではない。子どもの記憶は周囲の影響を受けやすく、司法面接など、適切な方法で聞き取りをしないといけない。そうでないと、刑事案件で証拠として扱えない恐れがある。学校側が根掘り葉掘り聞くのではなく、児童相談所や警察への通告などが先決だ」と述べている。千葉市では、学校に児童生徒・保護者からの相談があった時点で、「誰に、何をされた」だけを聞き取り、すぐに教育委員会へ報告し、児童生徒からの聞き取りは児童相談所に任せることになっている。習志野市では、そのような体制はつくられているか。	本市では、千葉市のように児童相談所に任せた体制とはなっていない。今ほど議員が紹介された千葉市の性暴力防止に関する有識者会議の座長を務めた千葉大学の後藤弘子教授を講師として招き、教育長からの指示で市内の全校長を集め、研修を実施した。	-	-
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5	(1)		要望	ぜひもっと深めてもらい、多くの教員に聞いてもらいたい。		今後も研修を実施していく。	済
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5	(1)		再質問4	性暴力の疑いが生じた時点で、千葉市では児童相談所に委ねている役割は、習志野市では誰が担っているのか。	本市においては、まずは学級担任や養護教諭、セクハラ相談員やスクールカウンセラー等が聞き取りを行い、状況に応じて教育委員会が臨床心理士や警察、弁護士等の専門家と連携して聞き取りを行うこととなっている。	-	-
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5	(1)		再質問5	児童生徒や保護者からの性暴力被害の訴えに対処するための第三者組織はあるか。	本市においては、性暴力被害へ対処するための常設の第三者組織は設置していない。	-	-
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5	(1)		再質問6	札幌市の「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律等を踏まえた市教委の対応について」では、子どもや保護者のケアのために臨床心理士や公認心理士が配置されている。習志野市では、臨床心理士などの医療専門家を入れたケアを行う体制はつくられているか。	児童生徒及び保護者のケアについては、学級担任や養護教諭、教育相談員等、校内でのケアに加え、必要に応じてスクールカウンセラーや臨床心理士への相談を受けることができる体制を整えている。	-	-

【教育委員会】令和4年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回 回 告 告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号 大 中 小	答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5 (1)	再質問7	千葉市で検討委員を務めた村山直弁護士は「学校関係者には当初、教員を「加害予備軍」のように扱うことへの抵抗感があった。わいせつ行為をする教員はごく一部で、これまでには不祥事対策の側面が強かったが、会議を重ね、それでは被害をゼロにできないとの考えが浸透した」と述べている。習志野市では「悪しき仲間意識」が強くて、対策の策定、体制の構築や現場での対応に甘さが生じているように思える。教育長の見解を伺う。	【教育長答弁】 1回目の答弁のとおり、児童生徒が教職員による性暴力等によって癒えることのない心的外傷や心身への重大な影響を与えることは決してあってはならないことであり、また許されないものである。こういった観点から先ほどより話があるように、昨年千葉市の問題については、関心をもって見てきた。その中で座長の後藤先生の話を聞く機会が必要だろうと、8月に校長研修会で実施し、私自身も話を聞いた。いずれにしても、教育委員会そして全ての教職員が様を正して対応すること、また第三者、学校外、公的機関の視点でチェック、対応していく体制を早急に作っていかなければならないと強く認識している。児童生徒から被害者を出さないよう、断固たる決意で取り組んでいく。	今後体制を整備していく。	未
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5 (1)	要望	対応策、体制づくりを急いで行っていただくよう要望する。	-	今後体制を整備していく。	未
R4/3 13	谷岡 隆	日本共産党	学校教育部	教育総務課	学校教育について	6	本答弁	6. 奏の社から谷津南小学校のバス通学に貸切りのスクールバスを導入することを求める。 来年度以降のバス通学の児童数の推計値と合わせ、教育長の見解を伺う。	はじめに、バス通学の現状だが、本年7月1日現在、414名の児童が路線バスを活用し、通学をしている。バスの運行にあたっては、これまでバス運行会社である京成バス株式会社と運行方法や便数等について、協議をしてきた。現在は、児童が多く乗車する時間帯である午前7時前から8時過ぎに、計13便のバスを利用ができる、乗車の分散化を図っている。また、安全への配慮としては、安全整理員を配置し乗車前の整列、バスに同乗して車内での安全確保や一般客に対する配慮などを継続的に行っている。さらに、本年度からは、児童の新たな安全対策として、通学時ににおける乗車待機場所の確保をした。奏の社3丁目バス停に近接する歯科医院の駐車場、約90平方メートルを無償で使用させていただくことができ、午前6時30分から8時30分までの2時間、乗車待機場所として活用させていただいている。また、来年度以降のバス通学の対象人数だが、令和5年度は約480人を見込んでおり、現在の推計値における最大人數は、令和8年度の約600人である。引き続き、運行会社である京成バスと定期的に協議を行い、今後も児童が安全にバス通学ができるよう努めていく。	運行会社である京成バスと定期的に協議を行い、今後も児童が安全にバス通学ができるよう努めていく。	済
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1 (1)	本答弁	1. 義務教育の無償化について (1)学校給食費の無償化 無償化について県に動きがあるようだが本市の対応について伺う。	千葉県は子どもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るために、市町村と連携し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を無償化するための関係予算案を、9月県議会定例会に提案することを表明した。この支援の具体的な内容について述べると、3人以上の子を扶養する世帯において、被扶養者である子のうち年齢が上から3番目以降の児童生徒の給食費を無償化している市町村に対して必要となる財源の2分の1を補助するもので、令和5年1月分から実施するものである。教育委員会としては、県と同様、令和5年1月の実施に向け関連する予算について提案できるよう市長事務部局と協議を行っていく。	関連予算について市議会に提案できるよう市長部局と協議を行っていく。	済
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1 (1)	再質問1	扶養している子の確認はどのように行うのか。	すでに第3子以降の無償化に取り組んでいる自治体において、扶養している子の確認は、ほとんどの自治体が健康保険証の写しを保護者の方から提出していただき、確認している状況である。第3子以降の無償化の取り組みについては、扶養している子の確認方法を含め、今後検討していく。	先進市の取り組み事例を参考に扶養の確認方法を検討する。	未
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1 (2)	本答弁	1. 義務教育の無償化について (2)学校給食費の未納 未納の現状について伺う。	令和2年度決算における滞納状況について述べると、延べ人数は822人、延べ件数は963件で、収入未済額総額は、2千456万1千503円である。これらの対応については、督促状や催告書の送付の他、電話による催告に加え、夜間や休日の臨戸等を行い、納付を促すなど収入未済額解消に向け取り組んでいる。また、滞納者との折衝において、収支状況や家族の生活状況等を聞き取る中で、支出項目の見直し等をアドバイスするなど、納付履行につなげている。また、失業や債務、病気等、様々な要因で生活困窮と判断される場合は、関係部署等へ案内をするなど生活再建が図れるよう努めている。	-	-
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1 (2)	再質問1	学校給食費を未納している人の中で、生活困窮を原因とするのはどれくらいいるのか。	令和2年度決算における全体の滞納状況は延べ人数が822人、延べ件数が963件となっており、そのうち、生活困窮が原因となっているものは、延べ人数が143人、延べ件数が179件となっている。	-	-
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1 (2)	要望	他の要因として何があるのか、実態の解明が必要だと思う。しっかり調査してほしい。	-	折衝時等で生活状況を聞き取りするなどし実態を把握するよう努める。	未
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1 (2)	再質問2	教育長答弁で生活困窮者に関係部署等へ案内するなどしていることだが、具体的にどのようなことをしているのか。	学校給食費の滞納分について、生活困窮が原因ですぐに納付できない方や一括で納付ができるない方については、納付を猶予したり、分割納付に応じたりするなど対応している。また、教育長答弁にもあった関係部署等への案内は、生活状況を聞いたうえで、生活保護相当であると判断される場合は生活相談課へ、私債の返済が多く収支状況の改善を要する場合は、らいふあっぷ習志野等へ案内するようにしている。	-	-
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1 (2)	要望	生活困窮者の延べ件数が179件であるのでさらに就学援助制度へ繋げていく必要がある。ぜひ猛烈にアプローチしてほしい。	-	様々な機会で制度内容を案内する。	未

回 通 告 №	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
						大	中	小					
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(3)		本答弁	1. 義務教育の無償化について (3) 就学援助の課題と限界 現状の制度では、所得制限により認定されない等の課題や、部活動等にかかる費用が就学援助の費目に含まれない等の制度の限界があると思うがいかがか。	就学援助の所得基準額については、生活保護基準の1.3倍を基準として世帯人数、世帯員の年齢を考慮のうえ、世帯ごとに算定しており、必要とされる方に対して適切に支援をしている。また、部活動については就学援助の対象とはしていないが、教育委員会として、関東大会以上の大会に参加する児童生徒について、「小中学校文化・スポーツ奨励費」として、交通費や宿泊費の補助をしている。また、部活動で使用する物品については、原則、市の予算で購入している。	-	-
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(3)		再質問1	就学援助の支給認定の際に、申請しても認められなかった件数はどれくらいあるのか。	準要保護の申請について、申請が認められないことについては、所得基準額を超過したことが理由となる。この件数について述べると、小中学校合わせて、平成29年度からの5年間では、平成29年度は25件、平成30年度は30件、令和元年度は21件、令和2年度は29件、令和3年度は35件である。なお、小・中学校の準要保護の児童生徒数は、この間750人から800人で推移している。	-	-
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(3)		要望	社会変化や経済状況を鑑みながら、支援を拡大していただきたい。	-	社会変化や経済状況を注視し、支援を継続していく。	済
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(3)		再質問2	教育長の答弁の中で、就学援助の所得基準は生活保護基準の1.3倍のことだが、それは妥当なのか。	本市の就学援助の基準は、所得が生活保護基準額の1.3倍の額未満の場合となる。近隣市の状況だと、八千代市は本市と同様である。市川市は、所得が生活保護基準額の1.1倍の額未満の場合となる。生活保護基準に対する倍率が大きいほど、認定の範囲が広い、つまり、援助費の支給対象が多く、市民サービス充実ということとなる。次に、浦安市と船橋市は、判定基準が所得ではなく、収入で判定している。浦安市は、収入が生活保護基準額の1.3倍以下の場合が対象であり、船橋市は、収入が生活保護基準額の1.5倍の額以下の場合となっている。単純に所得の何倍、収入の何倍という比較は難しいが、生活保護基準に対する倍率が同じ倍率である場合には、判定基準が所得の方が認定の範囲が広い、つまり、市民サービスが充実していることとなる。以上を踏まえて、本市の所得基準は妥当であると考えている。	-	-
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(3)		再質問3	所得基準が支給に該当する世帯で、就学援助を受けていない世帯はあるのか。	就学援助は、所得基準額の認定範囲に該当している保護者からの申請により、給付をしている。そのようなことから申請をしていない世帯は、就学援助費の給付を受けていないこととなる。	-	-
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(3)		再質問4	就学援助を受ける権利がありながら、支援を受けていない家庭にはどのような働きかけをしているのか。	就学援助の制度については、広報紙やホームページにて紹介している。また、小学校入学前児童の保護者には、就学時検診や入学説明会の際に、案内等の配布をしている。在校生の保護者には、学校だよりへの記載をしており、転入者にも転入学手続きの際に、案内の配布をして周知を行っている。	-	-
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(3)		要望	アウトリーチして支援に繋げてほしい。	-	必要な方に支援が届くよう、引き続き周知していく。	済
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(3)		再質問5	就学援助の費目については、部活動は対象外とのことだが、実際には多額の費用がかかる。補助対象とすることを検討できないのか。	教育長答弁にもあったように、本市では、関東大会以上の大会に参加する児童生徒について、「小中学校文化・スポーツ奨励費」として、交通費や宿泊費の補助を行っている。この他、部活動で使用する物品で、多くの児童生徒が使用するものについては、市の予算で購入している。このようなことから、部活動等にかかる費用を改めて就学援助の対象とすることはない。	-	-
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(3)		再質問6	習志野市の学校では音楽活動が盛んである。部活動では高額な楽器を使用しているかと思うが、これは各家庭の負担で購入するのか。	各学校の吹奏楽部や管弦楽部で使用している楽器については、市の予算で計画的に購入している。楽器は生涯にわたり楽しむことができるから、家庭の判断で購入し、部活動において使用するケースもあるが、家庭に購入負担をお願いすることはない。	-	-
R4/3 14	木村 孝	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(3)		要望	就学援助にとどまらず、公立小中学校の義務教育の無償化を広く検討していただきたい。	-	国・県等の動向を注視する。	未
R4/3 15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	4			本答弁	4. 学校給食費無償化の進捗状況について 「市川市が給食費無償化にする」と報道されました。千葉県知事は、県議会で多子世帯について検討すると答弁しています。習志野市として学校給食費無償化の検討を求めるがいかがか。	千葉県は子どもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るために、市町村と連携し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を無償化するための関係予算案を、9月県議会定例会に提案することを表明した。この支援の具体的な内容について述べると、3人以上の子扶養する世帯において、被扶養者である子のうち年齢が上から3番目以降の児童生徒の給食費を無償化している市町村に対して必要となる財源の2分の1を補助するもので、令和5年1月分から実施するものである。教育委員会としては、県と同様、令和5年1月の実施に向け関連する予算について提案できるよう市長事務部局と協議を行っていく。	関連予算について市議会に提案できるよう市長部局と協議を行っていく。	済
R4/3 15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	4			再質問1	新たに発生している学校給食費の未納額について過去3か年の状況について伺う。	学校給食費、小・中学校分の平成30年度、現年度分の収入未済額は741万7千52円、令和元年度は669万860円、令和2年度は451万367円となっている。	-	-
R4/3 15	荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	4			再質問2	徴収できない学校給食費について、その費用はどうしているのか。	学校給食費の未納分については、一旦は一般財源にて補填した形となっているが、本来は給食の提供を受けた児童生徒の保護者が支払うべきものなので、この未納分の回収に向け取り組んでいる。	-	-

【教育委員会】令和4年第3回定例会一般質問答弁要旨総括表

回 次 数	通 告 No.	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果	
							大	中	小					
R4/3 15		荒原 ちえみ	日本共産党	学校教育部	学校教育課	学校教育について	4			要望	第3子だけでなく、全ての児童生徒の給食費を無償にする完全無償化について取り組んでいただくことを要望する。	-	国・県等の動向を注視する。	未
R4/3 16		関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	政策経営部	総合政策課	行財政運営について	1	(1)		本答弁	1. SDGs政策について (1) SDGs政策の進捗状況について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R4/3 16		関根 洋幸	元気な習志野をつくる会	学校教育部	指導課	学校教育について	1	(1)		再質問6	SDGs教育についてどのようなことを行っているのか伺う。	学習指導要領では児童生徒が持続可能な社会の創り手となることが求められている。本市教育委員会においては、本年度の教育行政の重点を示す習志野市教育行政方針にてSDGs教育の充実を掲げている。学校教育活動の様々な機会を捉える中で、持続可能な社会を創ることを自分事として考え、SDGsの17の開発目標を達成していくよう取り組みを進めている。その取り組みとして、今年度は小学校3、4年生の社会学習にて使用する副読本「わたしたちの習志野市」の内容を精査し、SDGsとの結びつきが深い題材にはSDGsロゴを挿入し、身近な問題と開発目標との関連性を児童が理解できるよう改訂を進めている。また、先ほど健康福祉部の答弁にもあったが、都市宣言実現に向けた取り組みとして小学校及び中学校に宣言文を配付し、宣言の内容を周知した。各学校においては校長による講話やたより等により児童生徒、家庭へ周知し、自分自身を含む大切な人を守るために一人ひとりが行動すべきことの共通理解を図った。教育委員会としては、今後も各学校の取り組みの共有や研修を実施し、SDGs教育を推進していく。	各学校の取り組みの共有や研修を充実させていく。	済
R4/3 19		佐々木 秀一	真政会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5	(1)	①	本答弁	5. 教育について (1)学校給食について ①食材高騰の対応について	新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢に伴う原油価格高騰などにより物価が高騰しており、給食食材への影響が懸念されているところである。このような状況の中、物価高騰による給食への影響に対応するため令和4年6月定例会において地方創生臨時交付金を活用し、賄材料費を増額する予算の譲りをいただいたところである。増額分の予算については、食材が高騰し、当初予算が不足する場合において活用することとしているが、1学期の給食提供の状況を見ると、品数を減らしたり、質を落としたりすることなく必要な栄養価を確保した。これまで通り、安全・安心な見た目でも楽しめるおいしい給食の提供を行っている。今後についても、物価高騰による学校給食への影響について注視し、定められた栄養価の基準や質を満たしたおいしい給食の提供に努めていく。	今後の物価高騰による学校給食への影響について注視する。	未
R4/3 19		佐々木 秀一	真政会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	5	(1)	②	本答弁	5. 教育について (1)学校給食について ②食材の搬入について 生鮮食品の食材搬入の状況について伺う	学校給食の食材については、各施設の栄養士が作成した献立に基づき、必要となる食材においては市内業者等へ発注を行い、搬入していただいている状況である。質問の生鮮食品については、安全・安心な給食の提供を行うため、原則として提供する日の当日の朝、各業者から1回で使い切る量を搬入していただいている。	-	-
R4/3 20		宮城 壮一	民意と歩む会	政策経営部	総合政策課	行財政運営について	1	(1)		本答弁	1. 物価上昇による影響について (1)市民への支援について	大項目の質問は、市長答弁	-	-
R4/3 20		宮城 壮一	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		要望	今後の市民サービスのさらなる充実のためにも就学援助の対象を拡大することを要望する。	-	必要な方に支援が届くよう、支援を継続していく。	済
R4/3 20		宮城 壮一	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	1	(1)		要望	家計支援、保護者負担軽減のための施策についてはさらなる延長、学校給食無償化に踏み出すことを要望する。	-	国・県等の動向を注視する。	未
R4/3 20		宮城 壮一	民意と歩む会	学校教育部	指導課 学校教育課	学校教育について	3	(1)		本答弁	3. 長期化しているコロナ禍における子どもたちへの影響について (1)子どもたちのマスク着用や黙食について 小・中学校における対応について伺う。 (2)子どもたちの抱えるストレスへの対応について 小・中学校における対応について伺う。	学校における新型コロナウイルス感染症への感染防止対策については、国や県の指針に基づき、令和2年6月1日に「習志野市学校の新しい生活様式」を策定し、改訂を重ねてきた。児童生徒が安全安心な学校生活を送ることができるように、地域の感染状況に応じて必要な感染防止対策を講じている。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、ストレスや運動不足による心身の不調、多様な学習機会や交流機会の喪失、マスクの常時着用による円滑なコミュニケーションの阻害など、児童生徒に与える影響が懸念されている。教育委員会としては、県からの通知に基づき、運動時や屋外で距離が保てる場合にはマスクの着用を必要としないことや、基本的な感染防止対策を講じた上でグループ学習やペアワーク等の必要な学習活動には積極的に取り組むことを各学校に通知している。給食については、コロナ禍の対応である全員が前を向いた黙食から、座席配置を工夫した対面での黙食を検討するよう依頼した。学校の現状としては、マスクの着脱については、児童生徒の個々の事情を考慮しつつ、運動時などには外すように指導している。しかしながら、感染することへの心配や長期にわたるマスクでの生活の影響からマスクを外すことができない児童生徒が一定数いることを把握している。対面での黙食については、1学期に一部の学校で試験的に実施されたところである。家庭で過ごす時間が増えたことや人との距離を置いた生活を長期間余儀なくされたことで抱えている悩みについて、発見しにくい状況となっている。学校では、個別の教育相談やカウンセリングを実施し、一人ひとりと向き合う時間を確保するとともに、児童生徒や保護者に対して電話やメールを活用した各種相談窓口を周知している。2学期以降も、基本的な感染防止対策を徹底した上で、児童生徒にかかる負荷をできる限り軽減しながら、通常の教育活動を段階的に取り戻していくよう努める。	通常の教育活動を段階的に取り戻していく。	済

回 数	通 告 番 号	議員名	会派	部名	課名	項目名	質問番号			答弁種別	質問・要望要旨	答弁要旨	今後の処理方針	処理結果
							大	中	小					
R4/3 20	宮城 壮一	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3 (1)				再質問1	正しい知識のもと、マスクの着脱をするのはよいが、子ども達は必ずしもそうとは言えない。教育委員会としての見解を伺う。	現在、国及び県の通知では、屋外においては、人との距離が確保できる場合や距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合、屋内では人との距離が確保でき、かつ会話をほとんど行ない場合はマスクの着用は必要ないとされている。また、体育の授業や部活動等の運動中、熱中症リスクの高い時期の登下校中には、マスクの着用の必要はないと言われている。教育委員会では、校長会議や通知文書を通して、熱中症の危険性やマスクの着用の必要がない場面について周知し、児童生徒への指導を依頼しているところである。しかしながら、コロナ禍でのマスク着用期間が長期化している中で、マスクを外すことに抵抗感があり、マスクの着用が必要ない場面においても、マスクを外せなくなっている児童生徒がいることも事実である。今後も「マスク着用の意味」や「なぜこの場面ではマスクを外しても良いのか」、また、マスクを外せない生徒に対しては、適切に外すことができるよう正しい知識を児童生徒に学校を通じて、指導していく。	今後も「マスク着用の意味」や「なぜこの場面ではマスクを外しても良いのか」、また、マスクを外せない生徒に対しては、適切に外すことができるよう正しい知識を児童生徒に学校を通じて、指導していく。	済
R4/3 20	宮城 壮一	民意と歩む会	学校教育部	学校教育課	学校教育について	3 (1)				再質問2	各家庭の価値観により判断が異なるが、学校ではどのように対応しているのか。	マスクの着用については、それぞれの意見があり、外す、外さない、双方の意見が教育委員会や学校に寄せられている。様々な理由によりマスクを着用しない、できない場合においては、教室での座席配置を工夫する等の具体的な対応について、保護者と協議しながら個別に配慮している。また、体育の授業中等、マスクの着用が必要のない場面において、教師がマスクを外すよう促しても外すことができない児童生徒に対しては、こまめに休憩を取ることや、暑さが厳しい時には激しい運動をさせない等の対策を取っている。その他、マスクを外しての運動について、感染不安の御意見をいただきくこともあるが、国・県の方針や熱中症のリスクについてを説明し、御理解いただけるように努めている。	国・県の方針や熱中症のリスクについてを説明し、御理解いただけるように努めている。	済
R4/3 20	宮城 壮一	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	3				再質問3	コロナ禍前と後では子どもの抱えるストレスが大きく違うと思われる。学校ではどのように対応しているのか。	長期化する新型コロナウイルス感染症への感染防止対策が、児童生徒の心身に与えた影響は少なくない、人との交流を制限されたことや、学校行事や部活動などが思うようにできなかつたことで、児童生徒はこれまで以上にストレスや悩みを抱えている。学校では、臨時休業の際には、定期的な家庭訪問や電話連絡による見守りを実施した。休業明けには直ちに日程や時間を決めて、児童生徒全員と個別の教育相談を実施するなど、一人ひとりと向き合う時間を確保してきた。現在も継続していることとしては、必要に応じてスクールカウンセラーや教育相談員を活用した相談を実施している。	個に応じた教育相談継続していく。	済
R4/3 20	宮城 壮一	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	3				再質問4	実際にはどのような影響があったのか、教育委員会が把握していることを伺う。	長期化する新型コロナウイルス感染症の影響から、生活リズムが崩れた児童生徒がいることを把握している。また、感染することへの心配から登校を控えた児童生徒も多くいた。こうしたことから、長期欠席児童生徒数については、影響の少なかった令和元年度は小学校で102名、中学校で165名だったのに対し、令和3年度は小学校で210名、中学校で223名に増加した。学校行事等が中止や縮小を余儀なくされたことや、部活動や学習活動が思うようにできなかつたことで、学校に登校する意欲が低下した児童生徒もいたと聞いている。本年度は、感染状況を見極め、各学校で学校行事等を平常に近い形で実施してきた。教育委員会としては、児童生徒が必要な感染防止対策を必要な場面で実施することができるよう支援し、学校が魅力ある教育活動を段階的に取り戻していくよう指導していく。	学校が魅力ある教育活動を段階的に取り戻していくよう指導していく。	済
R4/3 20	宮城 壮一	民意と歩む会	学校教育部	指導課	学校教育について	3				要望	今後、子ども達の健やかな成長のために臨機応変な教育委員会の対応を要望する。	-	児童生徒が必要な感染防止対策を必要な時に実施できるよう支援する。	済

令和4年習志野市議会第3回定例会 議案 答弁主旨調査票

部名	課名	議案名・議案概要	提案理由	質問要旨	答弁要旨	結果				
学校教育部	教育総務課	<p>【議案名】 財産の貸付けの変更について（習志野市立袖ヶ浦東小学校建物）</p> <p>【議案概要】 平成26年第4回定例会において議決を得て、千葉県教育委員会に千葉県立習志野特別支援学校小学部校舎として無償で貸し付けた習志野市立袖ヶ浦東小学校建物について、次のとおり貸付けに供する建物の面積を変更するものである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,827.74 m²</td><td>1,988.74 m²</td></tr> </tbody> </table> <p>【変更理由】 千葉県立習志野特別支援学校小学部の教室が、児童数の増加により不足していることに伴い、建物の貸付面積を変更するものである。</p>	変更前	変更後	1,827.74 m ²	1,988.74 m ²	習志野市立袖ヶ浦東小学校建物に関し、貸付けに供する建物の面積の変更をするものである。	<p>【定例会総括質疑】 質問なし</p> <p>【文教福祉常任委員会】 [質問 1] 県と今後の児童数の見込みについて、どのような協議が行われているのか。</p> <p>[質問 2] 今後増えていく見込みの中で教室が足りない場合は同じ場所にプラスしていくのか。</p> <p>[質問 3] 貸付けに伴い、放課後児童会が令和5年1月に移転する予定だが、袖ヶ浦東小学校の放課後児童会は本年4月に民間委託が始まつばかりである。これに加え、年度途中に児童会が移転するのはとても大きな変化で児童に負担があるのではないかと思う。なぜこの時期なのかという疑問がある。習志野特別支援学校の拡大について、千葉県では年度当初から実施するような検討はなかったのか。</p> <p>[質問 4] 児童会室は現状よりも狭いところに移るが、同規模の児童会室を用意できなかった事情を伺う。</p> <p>[質問 5] 児童会の登録人数が減少という話もあったが、今後の見通しということも含めこの広さでやつていけるという判断になったと理解して良いか。</p> <p>【定例会総括審議】 質問なし</p>	<p>【定例会総括質疑】 質問なし</p> <p>【文教福祉常任委員会】 [答弁 1] 現在、習志野特別支援学校については49名在籍している。開設当初16名から49名へと増加を辿っている。今後の見込みについて、特別支援学校に、推計は非常に難しいと伺っている。これについては、各保護者の要望や子どもの障がいの状況に応じて、特別支援学校か市立学校に分かれるので、なかなか推計は難しいということである。ただ、今までの傾向を考えると増えていくだろうと伺っている。</p> <p>[答弁 2] 今後増えていくにあたり、教室が足りなくなる場合については袖ヶ浦東小学校の余裕教室を活用して特別支援学校を広げていくと想定している。</p> <p>[答弁 3] 児童会の方々に負担をかけることは充分認識している。今回議案は提出させていただいているが、この後の改修に時間がかかる。実際に特別支援学校の拡大は来年の4月1日からを予定している。年度当初から拡大すると昨年度にしても、今年度にても、児童会の移転は年明けぐらいになってしまう。児童会の移転が4月1日になると、特別支援学校の拡大が6、7月と年度途中となってしまい、在籍の部分について困難が生じるので、今回については特別支援学校を4月1日に拡大するという中でこのようなスケジュールになっている。</p> <p>[答弁 4] 袖ヶ浦東小学校には余裕教室がいくつかあるが、外からの児童会の出入りを考えた時に1階には昇降口があることと、小学校のパソコン室を活用するが、タブレット端末が1人1台配付された中でそのパソコン室が活用されていないことが挙げられる。また、元々パソコン室ということでエアコンも完備されている。それぞれ小学校と相談した中で小学校としてはここを提供できるであろうという中で選択した。児童会については現在登録人数等も減っている中でこの広さでも十分足りるであろうということを確認しながら選定した。</p> <p>[答弁 5] 現在の児童会の面積が136m²ある中で、移転後は92.47m²で若干面積が減っているが、定員については56名までとしている。現状の袖ヶ浦東児童会の人数については5月1日現在で28名となっており、学校自体の人数も減少傾向にあることから部屋の広さは足りていると判断している。</p> <p>【定例会総括審議】 質問なし</p>	<p>【文教福祉常任委員会】 全員賛成 可決</p> <p>【定例会】 全員賛成 可決</p>
変更前	変更後									
1,827.74 m ²	1,988.74 m ²									

報告事項(2)

臨時代理の報告について (令和4年度教育費予算案(9月補正)について)

習志野市教育委員会行政組織規則第4条第1項の規定により、第3子以降の学校給食費の無償化に要する予算の補正を行うにあたり臨時代理したので、同条第3項の規定により、別記のとおり報告する。

令和4年10月26日報告

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

報告事項(2) 臨時代理の報告について(令和4年度教育費予算案(9月補正)について)

令和4年度教育費予算案(9月補正)説明書

(1)歳出概要及び財源内訳							(単位:千円)			
No.	款・項・目	事業名	事業概要等	事業費 (申入れ額)	事業費 (確定額)	財源内訳				
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	10.7.1 (学校教育課)	市立小中学校 給食費無償化事業	3人以上の子を扶養する世帯において、被扶養者である子のうち年齢が上から数えて3番目以降の子の学校給食費について無償化する。 消耗品費 23千円 印刷製本費 15千円 通信運搬費 126千円 負担金補助及び交付金 22,475千円	22,794	22,639	0	11,237	0	0	11,402
合 計				22,794	22,639	0	11,237	0	0	11,402

報告事項(3)

習志野市立学校における働き方改革の推進について

習志野市立学校における働き方改革の推進について、別紙のとおり報告する。

令和4年10月26日報告

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

習志野市立学校における働き方改革の推進について

令和4年10月26日
学校教育課

働き方改革のねらい

- 放課後の時間にゆとりを持たせることで児童生徒と向き合う時間を確保
→ 教育相談の充実 個別の学習・ノート指導 不登校対応等
- 児童生徒が放課後自由に過ごせる時間が増える → 多彩な体験活動
- 教職員の教材研究時間の充実 → 指導技術の向上

学校教育の質を低下させない

1 学校に取んでいただくこと

放課後時間の確保



1年を通して計画的に

- 5時間授業の積極的な実施
- 朝自習カットやモジュールによる時数カウント・小学校業間休みカット等
- 総時数（余剰）縮減、総時数の確認を。行事に多くを割いていないか。
- 一部活動の設定 ※地域活動を除く
- 始業式・終業式の持ち方を工夫

※40分日課（小）、45分日課（中）といった授業時間の短縮は行わない。

行った場合は追加の時間を確保する。

短縮した時間割の例

	A 小学校	B 中学校
朝の会	8:10~ 8:20	8:10~ 8:20
1校時	8:25~ 9:10	8:25~ 9:15
2校時	9:15~10:00	9:25~10:15
3校時	10:15~11:00	10:25~11:15
4校時	11:05~11:50	11:25~12:15
給食	11:50~12:50	12:15~13:15
清掃	12:50~13:05	13:15~13:30
5校時	13:20~14:05	13:35~14:25
帰りの会	14:10~14:20	14:30~14:40
放課後時間	2時間20分	2時間00分

※午前中の教育課程を見直し、給食の時間を正午に近づける。

産業医の面談



100時間超

5カ月平均80時間超は実施

○労働安全衛生法 第六十六条の八

○習志野市職員の勤務時間、休暇に関する規則

産業医の設置されていない学校にも健康管理医が設置。

健康管理のため、80時間を超える教職員の面接意思確認の徹底、100時間を超える教職員、5カ月平均が80時間を超える教職員に対し医師による面接実施を行うよう依頼。

2 教育委員会で取り組むこと

事務の改善（学校教育課・教育総務課）

・市教委から学校へ依頼する調査等の精査、重複する内容の削減

①学校への調査文書を発出する前に教育総務課で内容の重複がないか確認

②市独自の調査は各課が可能な限り縮減する

・文書収受等のデジタル化、校務支援システムの変更（令和5年度より）

①市と学校で共有フォルダを活用し文書、提出データ等の収受を簡略化

②市教育委員会が各校の校務支援ソフトへ直接アクセスできることで提出データ作成等の業務削減が可能

今後の方向性

夏休み期間変更等による放課後時間の確保 → 他市の動向を確認しながら研究

習志野市立学校における 働き方改革の推進について

習志野市教育委員会
学校教育部学校教育課

働き方改革のねらい

- ・放課後の時間にゆとりを持たせることで児童生徒と向き合う時間を確保
→ 教育相談の充実 個別の学習・ノート指導 不登校対応等
- ・児童生徒が放課後自由に過ごせる時間が増える → 多彩な体験活動
- ・教職員の教材研究時間の充実 → 指導技術の向上

教育の質を低下させない

1 学校で取り組むこと

放課後時間の確保 → 1年を通して 計画的に

- ① 5時間授業の積極的な実施
- ② 朝自習カットやモジュールによる時数カウント
小学校業間休みカット等
- ③ 総時数（余剰）縮減 総時数の確認を 行事に多くを割いていないか
- ④ ノーブル活動デーの設定 ※地域活動を除く
- ⑤ 始業式・終業式の持ち方を工夫

短縮した時間割の例

A小学校 B中学校

朝の会	8:10~ 8:20	8:10~ 8:20
1校時	8:25~ 9:10	8:25~ 9:15
2校時	9:15~10:00	9:25~10:15
3校時	10:15~11:00	10:25~11:15
4校時	11:05~11:50	11:25~12:15
給食	11:50~12:50	12:15~13:15
清掃	12:50~13:05	13:15~13:30
5校時	13:20~14:05	13:35~14:25
帰りの会	14:10~14:20	14:30~14:40
放課後時間	2時間20分	2時間00分

※給食を正午に近づける

40分日課（小）45分日課（中）の実施は避ける

1 学校で取り組むこと

**産業医の面談 100時間超
5ヶ月平均80時間超は実施**

○労働安全衛生法 第六十六条の八

事業者はその労働時間の状況その他の事項が労働者の健康保持を考慮して・・・医師による面接指導を行わねばならない。

○習志野市職員の勤務時間、休暇に関する規則

1ヶ月において100時間超 または 5ヶ月平均が80時間超
面接指導を行う

2 教育委員会で取り組むこと

事務の改善 (学校教育課・教育総務課)

- ・市教委から学校へ依頼する調査等の精査、重複する内容の削減
 - ①教育総務課で内容の重複がないか確認
 - ②市独自の調査は各課が可能な限り縮減
- ・文書收受等のデジタル化、校務支援システムの変更（令和5年度より）
 - ①市と学校で共有フォルダを活用し文書、データ等の收受を簡略化
 - ②市教育委員会が各校の校務支援ソフトへ直接アクセス → 提出データ作成等業務削減可能

4 今後の方向性について

夏休み期間変更等による
放課後時間の確保



他市の動向を確認しながら
研究していく

報告事項(4)

運動部活動の地域移行について

習志野市立中学校における運動部活動の地域移行について、今後の計画を別紙のとおり報告する。

令和4年10月26日報告

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

運動部活動の地域移行について

～令和4年度千葉県地域運動部活動 第1回市町村担当者連絡協議会より～

1. 運動部活動の地域移行に関する状況(国の動向)

- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年3月 スポーツ庁
 - 地域との連携の提示
- ・「平成31年中教審答申」及び「給特法改正案の附帯決議」(令和元年)
 - 地域化への検討と早期実現を指摘
- ・「学校における働き方改革を踏まえた部活動改革」令和2年9月 スポーツ庁
 - 地域化へのスケジュール
- ・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(通知)令和3年2月 文科省
 - 兼職兼業の考え方を整理
- ・運動部活動の地域移行に関する検討会議 令和3年10月～
 - 課題や実現に向けた選択肢を検討
- ・「運動部活動の地域移行に関わる地域クラブ等の全国中学校体育大会の参加資格緩和について」令和4年3月
- ・「全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格の特例について」令和4年6月日本中体連
 - 令和5年度全国中学校体育大会の参加資格が緩和

2. 運動部活動の地域移行に関する検討会議提言まとめ(スポーツ庁)

部活動(地域移行までは学校業務)

指導要領に示されている“教育課程との連携”とは、体力や技能の程度、性別や障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの多様な楽しみ方を共有することができる活動であり、学校の業務であるが、義務ではない。

- 高校入試での取扱い方を見直す
- 過度に競技成績や教師の指導力を評価しない
- 部活動指導員や外部指導者を増やす
- ⇒準備ができた学校から、地域移行

休日

- 大会引率も部活動指導員や外部指導者が担うようにする

【単なる運営主体移行ではなく、スポーツを望む生徒にふさわしい地域環境】

- 様々な団体との連携を想定(総合型、スポーツ少年団、民間、プロ、大学、同窓会…)
- 学校で従来設置されてこなかった種目を含め、志向や興味関心、地域の特性に応じた種目
- 競技志向の強い者も含め、現行のガイドラインにおける活動時間を遵守する
- スポーツ団体や公共の施設だけでなく、学校施設を活用(指定管理者制度も考えられる)
- 教師が関わる場合は、本来業務に支障がない範囲で兼職兼業を許可することが考えられる
- 受益者負担となるが、会費や補償がなるべく従来の学校部活動に近づくよう検討する

平日⇒ 学校部活動(主指導者:教員) 休日⇒地域部活動(主指導者:外部指導者等)

3. 千葉県の地域運動部活動について

(1) 千葉県教育委員会の地域運動部活動の目的

- ①教職員の働き方改革の実現（仕組み改革・意識改革）
- ②教職員に活力ある学校教育環境の実現（やり甲斐のある教育環境）
- ③児童・生徒の学習環境の整備

(2) 千葉県の休日運動部活動地域移行に向けたスケジュール

年 度	達 成 目 標
令和4年度	全ての市町村で協議会等の設置完了
令和5年度	各市町村1部活動以上地域移行（習志野市全体で1部活以上）
令和6年度	全中学校1部活以上地域移行（習志野市全ての中学校で各校1部活以上）
令和7年度	全中学校部活動完全地域移行
令和8年度	準備ができた部活動から平日も地域移行

(3) 千葉県教育委員会の具体的な取組

①千葉県地域部活動検討委員会

年間6回以上開催し、課題把握と進捗状況を分析・検討

②千葉県地域運動部活動推進事業（モデル事業）

拠点校（柏市、袖ヶ浦市、睦沢町、白子町）において、実践研究し、成果を普及

③実態把握と課題共有

概ね各学期末に実態調査（アンケート等）を行い、各市町村の進捗状況の把握と各地域における課題相談を行い、地域をつなぐ役割を担う。

4. 本市の地域運動部活動について

子どもたちの健やかな成長のために、これまで学校における部活動が果たしてきた意義は少なくない。また、すべての子どもたちが、経済的格差や家庭環境による影響を受けることなく、公平に活動機会を得るためにも、学校が果たすべき役割は大きいと考える。こうしたことを踏まえ、受け皿となる地域の実態を考慮し、習志野市が築いてきた部活動のあり方を維持しながら、休日における部活動の段階的な地域移行を進める。

今年度は、地域部活動検討委員会を設置し、令和5年度移行の地域運動部活動の推進について協議していく。

【地域部活動検討委員会】

	開催日	検討内容予定
第1回	令和4年11月7日(月)	・概要説明、方向性の決定 ・今後のスケジュールの確認 ・役割の確認
第2回	令和5年1月16日(月)	・実施校募集について ・進捗状況の確認（各課より） ・アンケートについて
第3回	令和5年3月23日(木)	・令和5年度実施校の決定 ・アンケート結果について ・令和5年度のスケジュールの確認

5. 令和5年度の地域運動部活動予定 (※詳細については、地域部活動検討委員会で協議する)

【本市の目的】

- ①生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築(自主的・自発的な参加による部活動)
- ②教職員の働き方改革の実現(ワーク・ライフ・バランス)
- ③本市が築いてきた部活動の良さを活かした活動の推進(一市民 一スポーツの実現)

【地域運動部活動の保護者の周知】

- ・令和5年4月の部活動保護者会にて各学校長から地域運動部活動についての概要説明を行う。

【実施部活動の開始時期】

- ・令和5年5月もしくは8月とする。
3年生の在籍期間が短いことから、実施時期については学校(実施部活動)が選択できる形にする。

【地域部活動の概要】

運営主体:学校・教育委員会・保護者会(実施部活動) 総括責任者:学校長 活動場所:学校

- ①習志野市部活動ガイドラインに準じて活動を行う。
- ②指導者は外部指導者もしくは教員(兼職兼業)
- ③外部指導者は、一人で指導することや大会引率が可能(各種大会の大会要項に準ずる)
- ④生徒・指導者の保険はスポーツ保険に加入(800円／1,850円)
- ⑤活動日・時間:土日どちらかの1日3時間程度
- ⑥指導者の報償費 1h ¥1,600円 × 3時間 = 4,800円 年間40～50回程度

【実施候補部活動】

①市内陸上部

- ・習志野市陸上協会と連携を図り、専門性の高い指導者を派遣してもらう。
- ・実施形態については、①各学校に指導者を派遣 ②複数の学校の生徒を集め拠点校での指導等が考えられる。

②市内柔道部

- ・現在市内には、2校のみの設置状況である。いずれの学校も専門的な指導ができる教員がいなく、外部指導者(部活動支援事業)を活用している。

③合同部活動

- ・生徒数の減少から、集団スポーツにおいて学校単位で単独のチームを編成することが難しく、2校以上でチームを編成する部活動。

④クラブチーム化した部活動

- ・土日の活動は、保護者が運営主体となって運営していく。令和5年度をモデル部活動として実施することにより、今後の運営の比較や検証の参考にする。

【指導者について】

- ①習志野市スポーツ協会と連携し、各スポーツ協会より指導者を派遣してもらう。
- ②教員の兼職兼業(休日の指導を希望する教員は、兼職兼業届を提出し指導にあたる)

習志野市運動部活動の 地域移行について

学校教育部指導課



これまでの地域移行に関する状況(国の動向)

- ・「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」平成30年3月 スポーツ庁
 →地域との連携の提示
- ・「平成31年中教審答申」及び「給特法改正案の附帯決議」(令和元年)
 →地域化への検討と早期実現を指摘。
- ・「学校における働き方改革を踏まえた部活動改革」令和2年9月 スポーツ庁
 →地域化へのスケジュール
- ・「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について(通知)令和3年2月 文科省
 →兼職兼業の考え方を整理
- ・運動部活動の地域移行に関する検討会議 令和3年10月～
 →課題や実現に向けた選択肢を検討
- ・「運動部活動の地域移行に関わる地域クラブ等の全国中学校体育大会の参加資格緩和について」令和4年3月
- ・「全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格の特例について」令和4年6月日本中体連
 →令和5年度全国中学校体育大会の参加資格が緩和

R4.6.6

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要

**運動部活動の
実現と連携の
目標**

- 生徒のスポーツに親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制、精神面・一休感の醸成。
- 運動部活動の在り方にに関する総合的なガイドライン（平成30年3月）：学校と地域が協働・統合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の典範的な地域移行を目指す
- 中教審や国体等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨掲載

**目標達成の
目指す姿**

○少子化の中でも、職業にわたり職が園の子供たちがスポーツに親しむことができる機会を確保。このことは、学校の働き方改革を推進し、学校職員の質も向上。

○スポーツは、地域的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じることに本質。自己実現、活力ある社会と絆の強い社会創り。部活動の専門性・充実、新しい価値の創出。

○地域の持続可能で多様なスポーツ環境を一括的に整備し、子供たちの多様な体験機会を確保。(スポーツ団体等の組織化、指導者や施設の確保、施設導入等の活動も含む)

○まずは、休日の運動部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする

目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目標

○平日の運動部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じて休日の

地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進

○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む

○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進

※改革を推進するための「運動部」を示し、「複数の運動部」があること、「多種な方法」があることを強く意識

**改革の
方向性**

● 地域スポーツ連携

- 地域の実情に応じ、多様なスポーツ団体等が実現主体
- 特定の団体だけでなく、生徒の次元で開いた機会を確保
- 先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- 各種の実績の収集や分析を含む多様な財源確保の検討

● スポーツ団体等

- 必要な予算の確保や活動実施の促進
- 協議会実務者の育成、研修等の兼ね合葉、人材ノック
- 競技会の確立のための実施方針の検討
- 学校体育課の活動に伴う認可手続の検討
- 学校体育課の活動に伴う認可手続の検討

● スポーツ指導者

- 大会主催者に対し、地域のスポーツ団体等の参加を認めるよう協調
- 地域のスポーツ団体等が運営する大会を認めて支援

● 大会

- 開催する家庭へのスポーツに係る費用の支度方策の検討
- スポーツ安全保障が、災害共済給付と同程度の神経となるよう要請

● 会員料・保険料

- 協議会実務者の育成や研修等に際しての会員料の検討
- スポーツ安全保障が、災害共済給付と同程度の神経となるよう要請

● 学習指導要領等

- 協議会の認定や開催事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次年度実行時の検討に向けた検討
- 部活動等から同上を商談や取組、削減を含む試合等を適切に評議していかば、見直す
- 教諭の作用で部活動指導の能力等を適切に評議していかば、見直す

**課題への
対応**

● 開かれた学校教育では、学習内容に応じて横断的に取り組むことが求められる。

● 公立小・中学校の改新手当等については、既存教育費も修正し、追加措置した改新手当等が自らの実情で選択している改新手当があるが、実学習の実情に応じて改新手当が相応しいこと私立学校でも、学校単位で実行に応じて実効を發揮する体制の構築ことが望ましい。

1

【目指す姿】

- ・少子化の中でも、将来にわたりスポーツを継続して親しむことができる機会の確保。⇒働き方改革を推進
- ・自発的な参画を通して「楽しさ」「喜び」を感じ、自己実現や活力ある社会と絆の強い社会創り。
- ・地域の持続可能で多様なスポーツ環境、体験機会を確保。



【改革の方向性】

学校単位から地域単位の部活動へ移行

⇒休日の部活動から段階的に移行 (R5～R7 改革集中期間)

⇒地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進

千葉県教育委員会の地域運動部活動の目的

- ①教職員の働き方改革の実現
- ②教職員に活力ある学校教育環境の実現
- ③児童・生徒の学習環境の整備

休日運動部活動 地域移行スケジュール

改革集中期間
↓

年 度	達 成 目 標
令和4年度	全ての市町村で協議会等の設置完了
令和5年度	各市町村 1部活動以上地域移行 <i>(習志野市全体で1部活以上)</i>
令和6年度	全中学校 1部活以上地域移行 <i>(習志野市全ての中学校で各校1部活以上)</i>
令和7年度	全中学校部活動完全地域移行 <i>(全中学校で準備ができた部活動から地域移行)</i>
令和8年度	準備ができた部活動から平日も地域移行

※市町村の実態に応じて変更可

習志野市地域部活動検討委員会について

	開催日	検討内容予定
第1回	令和4年11月7日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・概要説明、方向性の決定 ・今後のスケジュールの確認 ・役割の確認
第2回	令和5年1月16日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施校募集について ・進捗状況の確認（各課より） ・アンケート
第3回	令和5年3月23日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・実施校の決定 ・アンケート結果 ・令和5年度のスケジュールの確認

令和5年度 習志野市地域運動部活動予定

【本市の目的】

- ①生徒にとって望ましいスポーツ環境の構築
(自主的・自発的な参加による部活動)
- ②教職員の働き方改革の実現
(ワーク・ライフ・バランス)
- ③本市が築いてきた部活動の良さを活かした活動の推進　(一市民　ースポーツの実現)

令和5年度 習志野市地域運動部活動予定

【実施部活動の開始時期】

令和5年5月もしくは8月

※3年生の在籍期間が短いことから、実施時期については学校（実施部活動）が選択できる形にする。

【地域部活動の概要】

運営主体：学校・教育委員会・保護者会等

総括責任者：校長 活動場所：学校

令和5年度 習志野市地域運動部活動予定

【実施候補部活動】

①市内陸上部 ②市内柔道部

③合同部活動 ④クラブチーム化した部活動

【指導者について】

①習志野市スポーツ協会と連携し、各スポーツ協会より指導者を派遣してもらう。

②教員の兼職兼業（休日の指導を希望する教員は、兼職兼業届を提出し指導にあたる）

これまで習志野の学校教育が築
いてきた部活動の良さを活かし、
地域部活動を推進してまいります。



議案第35号

指定管理者の指定について(習志野市新習志野公民館)

次のとおり指定管理者の指定について、市長に申し入れる。

1. 公の施設の名称

習志野市新習志野公民館

2. 指定管理者となる団体

東京都中央区銀座四丁目12番15号

株式会社オーエンス

代表取締役 大木一雄

3. 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年10月26日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

習志野市新習志野公民館の指定管理者を指定することについて、市長に申し入れるものである。

議案第35号参考資料

指定管理者の指定について(習志野市新習志野公民館)

1 指定管理者の概要

- (1) 指定管理者 株式会社 オーエンス
- (2) 設立年月日 昭和34年6月1日
- (3) 目的 地方自治法に定める指定管理者制度に基づく公の施設の維持管理、運営業務及びビルメンテナンス業 他
- (4) 役員 取締役6名、監査役2名
- (5) 資本の額 100,000,000円
- (6) 事業実績 全国自治体の公共施設の指定管理者としての管理運営
習志野市新習志野公民館の指定管理者としての管理運営(平成27年4月1日から令和5年3月31日まで)
習志野市実花公民館、習志野市袖ヶ浦公民館及び習志野市谷津公民館の指定管理者としての管理運営(令和3年4月1日から令和8年3月31日まで)

2 指定管理者の選定の結果

- (1) 申請者数 1(公募)
- (2) 選定理由

公共施設の管理運営の受託、ビルメンテナンス業等を目的とする事業者で、全国自治体の公民館やコミュニティセンター等の公共施設の維持管理を指定管理者として行っており、その実績を活かした管理運営が期待できます。

また、提案内容は、充実した研修体制や豊富な施設管理のノウハウに基づく安定した管理運営、利用者からの意見や要望を積極的に取り入れた多彩な事業の実施等が掲げられております。

以上より、本市が求める水準を十分に満たしていると判断し、指定管理者の候補者として選定したものであります。

議案第36号

令和4年度教育費予算案(12月補正)について

令和4年度教育費予算案(12月補正)について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和4年10月26日提出

習志野市教育委員会

教育長 小熊 隆

提案理由

燃料価格の高騰による電気料金及びガス料金の不足並びに令和5年4月からの習志野市新習志野公民館の指定管理者の指定にあたり、債務負担行為を設定すること等について、令和4年度12月補正予算案として、市長に申し入れるものである。

令和4年度教育費予算案(12月補正)説明書

(1)歳出概要及び財源内訳

(単位:千円)

No.	款・項・目	事業名	事業概要等	事業費	財源内訳				
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	10.2.1 (教育総務課)	小学校運営費	小学校の光熱水費について、燃料価格の高騰により電気料金及びガス料金の予算不足が見込まれることから、増額補正を行う。 光熱水費 67,343千円	67,343	0	0	0	0	67,343
2	10.3.1 (教育総務課)	中学校運営費	中学校の光熱水費について、燃料価格の高騰により電気料金及びガス料金の予算不足が見込まれることから、増額補正を行う。 光熱水費 33,036千円	33,036	0	0	0	0	33,036
3	10.4.2 (習志野高校)	高等学校管理運営費	高校の光熱水費について、燃料価格の高騰により電気料金の予算不足が見込まれることから、増額補正を行う。 光熱水費 9,650千円	9,650	0	0	0	0	9,650
4	10.5.1 (こども保育課)	幼稚園運営保育費	幼稚園の光熱水費について、燃料価格の高騰により電気料金及びガス料金の予算不足が見込まれることから、増額補正を行う。 光熱水費 1,409千円	1,409	0	0	0	0	1,409
5	10.6.3 (中央公民館)	公民館管理運営費	公民館の光熱水費について、燃料価格の高騰及び開館時間の制限解除に伴う使用量増により電気料金及びガス料金の予算不足が見込まれることから、増額補正を行う。 光熱水費 8,927千円	8,927	0	0	0	0	8,927
6	10.6.8 (社会教育課)	生涯学習複合施設管理運営費	生涯学習複合施設の光熱水費について、燃料価格の高騰及び開館時間の制限解除に伴う使用量増により電気料金の予算不足が見込まれることから、増額補正を行う。 光熱水費 7,206千円	7,206	0	0	0	0	7,206
合計				127,571	0	0	0	0	127,571

補正前の額	補正額	補正後の額
8,055,815	127,571	8,183,386

(2)債務負担行為

(単位:千円)

No.	事項 (所管課)	事業概要等	限度額	令和3年度末までの支出額		令和4年度以降の支出予定額		財源内訳				
				期間	金額	期間	金額	国庫支出金	県支出金	地方債	その他の財源	一般財源
1	新習志野公民館 指定管理料 (中央公民館)	<p>(債務負担行為設定理由) 新習志野公民館については、民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図るとともに経費の節減を図るために、平成27年度からの指定管理者制度を導入している。 指定管理期間は3年とし、令和4年度中に基本協定の締結を予定していることから、令和4年度補正予算で債務負担行為を設定する。</p> <p>(事業概要) 債務負担行為設定期間 4年 (令和4年12月から令和8年3月まで) 指定管理期間 3年間 (令和5年4月から令和8年3月まで) 各年度における指定管理料(税込) 令和4年度 0円 令和5年度 31,853,000円 令和6年度 31,853,000円 令和7年度 31,853,000円 合計 95,559,000円</p>	委託料 86,872千円に 消費税及び 地方消費税を 加えた額の 範囲内	—	0	令和4年度 ～7年度	95,559	0	0	0	0	95,559

議案第37号

令和4年度末及び令和5年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針の 制定について

令和4年度末及び令和5年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針を別記のとおり制定する。

令和4年10月26日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

令和4年度末及び令和5年度習志野市立幼稚園教職員人事異動を適正円滑に実施するため、本市教育委員会として異動方針を定めるものである。

令和4年度末及び令和5年度習志野市立幼稚園教職員人事異動方針

習志野市教育委員会

令和4年度末及び令和5年度における習志野市立幼稚園の教職員の人事異動は、本市幼児教育の振興を図り幼稚園教職員組織の充実強化を期するため、次の方針によって行なう。

第1 一般方針

- 1 教育効果を高め、調和的かつ効率的な幼稚園運営が行なわれるよう、適材適所の人事を推進し、教職員構成の適正化に努める。
- 2 本市教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。
- 3 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする幼稚園運営の充実・適正を図るため、組織マネジメント力等を有する適任者を管理職等へ積極的に登用及び配置する。
- 4 市立幼稚園とこども園及び保育所間の異動を積極的に行い、様々な経験を積むことができる環境とする。

第2 実施事項

- 1 管理職については、幼稚園の教育体制を強化するため、勤務の実績等を検討し、適正配置に努める。
- 2 次の者については、積極的に配置換えを行なう。
 - (1) 同一の幼稚園に原則として5年以上勤務する者
 - (2) 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者
- 3 同一の幼稚園勤務年数が2年未満の者については、原則として配置換えは行なわない。
- 4 園長の具申及び個人の希望をできるだけ尊重するとともに、全市的視野にたって十分検討し、適正な配置に努める。
- 5 欠員等が生じた場合には、速やかに代替教員を確保するように努める。

習志野市立幼稚園教職員人事異動方針新旧対照表

改正後（令和4年度末及び令和5年度）（案）	現行（令和3年度末及び令和4年度）
<p>令和4年度末及び令和5年度習志野市立幼稚園教職員人事方針</p> <p>第1 一般方針</p> <p>1 教育効果を高め、調和的かつ効率的な幼稚園運営が行われるように、適材適所の人事を推進し、教職員構成の適正化に努める。</p> <p>2 <u>本市教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。</u></p> <p>3 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする幼稚園運営の充実・適正を図るため、組織マネジメント力を有する適任者を管理職等へ積極的に登用及び配置する。</p> <p>(削除)</p> <p>4 路</p>	<p>令和3年度末及び令和4年度習志野市立幼稚園教職員人事方針</p> <p>第1 一般方針</p> <p>1 教育効果を高め、調和的 <u>な</u>幼稚園運営が行なわれるよう、適材適所の人事を推進し、教職員構成の適正化に努める。</p> <p>(追加)</p> <p>2 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする幼稚園運営の充実・適正を図るため、組織マネジメント力を有する適任者を管理職等へ積極的に登用及び配置する。</p> <p>3 教職員組織の充実刷新を図るため、人事の更新に努めるとともに、心身ともに優れた人材の確保に努める。</p> <p>4 路</p>

議案第38号

令和4年度末及び令和5年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事
異動方針の制定について

令和4年度末及び令和5年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針
を別記のように制定する。

令和4年10月26日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

令和4年度末及び令和5年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動を適
正円滑に実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に基づき、本市教育委員会と
して異動方針を定めるものである。

令和4年度末及び令和5年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針

習志野市教育委員会

令和4年度末及び令和5年度における習志野市立小学校、中学校教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。

第1 一般方針

- 1 各学校において、教育効果が高まり、調和的かつ効率的な学校運営が行われるよう、適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努める。
- 2 「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえ、本市教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。
- 3 千葉県教育委員会の推進する広域人事交流を積極的に推進する。
- 4 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする学校運営の充実・適正化を図るため、組織マネジメント力等を有する適任者を管理職等へ積極的に登用及び配置する。
- 5 障害のある職員については、障害の特性に十分に配慮しながら積極的な配置に努める。

第2 実施要項

1 適正配置について

- (1) 開かれた学校づくりや異校種間の連携を推進するため、異校種交流を含めた適正配置に努める。
- (2) 全ての職員が、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を向上させるため、特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置を推進する。
- (3) 次の者については、強力に配置換えを行う。
 - ア 同一の学校に永年勤続する者
 - イ 学校の配当定数、教科担当者数の調整上必要のある者
 - ウ 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者
- (4) 職員としての適格性に乏しく、勤務実績の上がらない者等勤務に支障のある者については、降任又は退職を求める。

2 広域人事について

- (1) 本市教職員構成の現状に立って、広域人事交流を積極的に進める。
- (2) 上記の異動は、他の人事異動及び新規採用に優先してこれを行う。

3 管理職等への登用及び降任について

- (1) 管理職については、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績等をより一層重視して、人格、力量ともに優れた人材の登用に努める。
- (2) 管理職については、希望による降任を認める。

4 人事の更新について

千葉県教育委員会の方針に従って実施する。

5 主幹教諭への登用等について

- (1) 教諭等としての経験、識見、勤務実績等を踏まえて、適任者の登用に努める。
- (2) 主幹教諭の希望による降任を認める。

6 新規採用について

- (1) 教職員の新規採用にあたっては、優れた教員の確保に努める。
- (2) 学校規模、教職員構成の実態を考慮して質的均等配置に努める。

7 校長の意見具申及び個人の希望について

校長の意見具申及び個人の希望については、本市教育の向上及び、各学校間の質的均等配置を考慮したうえで、それを尊重する。

8 幹部職員について

幹部職員については、本市の教育現状を踏まえて、年齢・性別等にとらわれず適材適所の配置換えを積極的に推進する。

9 教育委員会事務局との交流について

千葉県教育庁、習志野市教育委員会事務局及び、学校以外の教育関係機関等との人事交流を推進する。

10 代替教員の確保について

出産休暇者、育児休業者、療養休暇者、看護休暇者等の代替教員は、日常の教育活動に支障をきたさないようその確保に努める。

11 再任用職員について

- (1) 千葉県教育委員会「職員の再任用に関する条例」の定めるところにより任用された意欲と能力のある人材を配置する。
- (2) 管理職としての豊富な経験や、優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、管理職に再任用する。
- (3) 配置については、学校及び地域の実情等を踏まえて、計画的に行う。

12 その他

本要項の運用については、教育委員会が別に定める。

令和4年度末及び令和5年度習志野市立小学校及び中学校教職員人事異動方針の変更点

令和4年度末及び令和5年度	令和3年及び令和4年度
<p>令和4年度末及び令和5年度における習志野市立小学校、中学校教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によつて行う。</p> <p>第1 一般方針</p> <p>5 障害のある職員については、障害の特性に十分に配慮しながら積極的な配置に努める。</p>	<p>令和3年度末及び令和4年度における習志野市立小学校、中学校教職員の人事異動は、千葉県教育委員会の方針に基づき、本市の教職員構成の実態と特質を踏まえて実施し、学校組織の充実強化を期するため、次の方針によつて行う。</p> <p>第1 一般方針</p> <p>記載なし</p>
<p>第2 実施要項</p> <p>1 適正配置について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 全ての職員が、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を向上させるため、特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置を推進する。</p>	<p>第2 実施要項</p> <p>1 適正配置について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特別支援教育の振興を図るため、意欲あふれる適任者の配置に努める。</p>
<p>第3 再任用職員について</p> <p>1 再任用職員について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 管理職としての豊富な経験や、優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、管理職に再任用する。</p> <p>(3) 略</p>	<p>11 再任用職員について</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 校長としての豊富な経験や、優れた組織マネジメント力を有する適任者を、校長に再任用する。</p> <p>(3) 略</p>

【参考資料】

令和4年度末及び令和5年度公立学校職員人事異動方針

千葉県教育委員会

令和4年度末及び令和5年度における公立学校職員の人事異動は、各学校が校内組織を活性化し、今日的な教育課題に積極的に取り組むとともに、県民に信頼される学校づくりや特色ある学校づくりを推進し、もって本県教育の一層の振興に資するよう、次の方針によつて行う。

第1 一般方針

- 1 各学校において、教育効果が高まり、調和的かつ効率的な学校運営が行われるよう、適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努める。
- 2 「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえ、優れた人材を確保し、本県教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。
- 3 地域間及び学校間の職員の過不足を調整し、学校種、課程の特性に即応する教育体制を強化するため、全県的な視野に立つて、広域にわたる計画的な人事を積極的に推進する。
- 4 県費負担教職員の異動に当たつては、市町村教育委員会の内申を尊重し、特に同一市町村内の転任については、その内申に基づいて行うことを原則とする。
- 5 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする学校運営の充実・適正化を図るため、組織マネジメント力等を有する適任者を管理職等へ積極的に登用及び配置する。
- 6 障害のある職員については、障害の特性に十分に配慮しながら積極的な配置に努める。

第2 実施要項

1 適正配置について

- (1) 開かれた学校づくりや異校種間の連携を推進するため、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校間の異動、人事交流及び兼務を含めた適正配置に努める。
- (2) 全ての職員が、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を向上させるため、特別支援教育を担う人材育成を意図した人事配置を推進する。
- (3) 定時制・通信制教育、小規模校教育の振興を図るため、意欲あふれる適任者の配置に努める。また、高等学校においては、学科・課程間の積極的な配置換えを行う。
- (4) 次の者については、強力に配置換えを行う。
 - ア 同一校又は同一市町村に永年勤続する者
 - イ 学校の配当定数、教科担当者数の調整上必要のある者
 - ウ 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者
- (5) 学校組織の一層の充実を図り、円滑な運営に資するため、必要に応じて、主幹教諭を配置する。
- (6) 職員としての適格性に乏しく、勤務実績の上がらない者等勤務に支障のある者

については、降任又は退職を求める。

2 広域人事について

- (1) 小学校、中学校及び義務教育学校については、職員構成の不均衡を是正し、地域の教育活動の活性化や人材の育成を図るため、教育事務所の管轄区域内の人事異動及び新規採用に優先して、全県的な視野に立って、計画的に配置換えを行う。
- (2) 県立学校については、年齢構成上の不均衡及び同一校勤務の長期化等を是正し職員構成の適正化を図るため、全県的な視野に立って配置換えを行う。

3 管理職への登用等について

- (1) 大幅交代期を踏まえ、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績等をより一層重視し、全県的な視野に立って適任者の積極的な登用に努める。
- (2) 管理職への同一校昇任は、行わないことを原則とする。
- (3) 女性職員の管理職への登用を積極的に推進する。
- (4) 小学校、中学校及び義務教育学校の管理職への登用は、複数の教育事務所管轄区域内の学校等に勤務した経験を有することを原則とする。
- (5) 県立学校の管理職への登用は、複数の学校に勤務した経験を有することを原則とする。
- (6) 管理職の希望による降任を認める。

4 主幹教諭への登用等について

- (1) 教諭等としての経験、識見、勤務実績等を踏まえて、全県的視野に立って適任者の登用に努める。
- (2) 主幹教諭の希望による降任を認める。

5 新規採用職員について

- (1) 児童生徒数の変動等を見通した計画的な採用に努める。
- (2) 全県的な視野に立って地域間及び学校間の均衡を考慮し、配置する。

6 再任用職員について

- (1) 「職員の再任用に関する条例」の定めるところにより、意欲と能力のある人材を再任用する。
- (2) 管理職としての豊富な経験や、優れた組織マネジメント力等を有する適任者を、管理職に再任用する。
- (3) 配置については、学校及び地域の実情等を踏まえて、計画的に行う。

議案第39号

**令和4年度末及び令和5年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針
の制定について**

令和4年度末及び令和5年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針を別記のよ
うに制定する。

令和4年10月26日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

令和4年度末及び令和5年度習志野市立高等学校教職員人事異動を適正円滑に
実施するため、千葉県教育委員会の異動方針に準じ、本市教育委員会として異動方針
を定めるものである。

令和4年度末及び令和5年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針

習志野市教育委員会

令和4年度末及び令和5年度における習志野市立高等学校の人事異動は、県教育委員会の人事異動方針に準じ、本市教育の振興を図り教職員組織の充実強化を期するため、次の方針によって行う。

第1 一般方針

- 1 各学校において、教育効果が高まり、調和的かつ効果的な学校運営が行われるように適材適所の人事を推進し、職員構成の適正化に努める。
- 2 「千葉県・千葉市教員等育成指標」を踏まえ、優れた人材を確保し、本市教育の進展に資する人材の育成を意図した人事を推進する。
- 3 県教育委員会の推進する広域人事交流を積極的に進める。
- 4 組織的・機動的な体制づくりを推進し、働き方改革を核とする学校運営の充実・刷新を図るため、組織マネジメント力等を有する適任者の管理職等へ積極的に登用及び配置に努める。
- 5 障がいのある職員については、十分に配慮した人事配置に努める。

第2 実施要項

1 適正配置について

- (1) 開かれた学校づくりや異校種間の連携を推進するため、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校それぞれの交流及び兼務を含めた適正配置に努める。
- (2) 全ての職員が、特別支援教育に関する理解を深め、専門性を向上できるよう、人材育成に努める。また、学科・課程間の積極的な配置換えを行う。
- (3) 次の者については、強力に配置換えを行う。
 - ア 永年勤続する者
 - イ 学校の配当定数、教科担当者数の調整上必要のある者
 - ウ 勤務実績を検討し、配置換えを必要とする者

- (4) 学校組織の一層の充実を図り、円滑な運営に資するため、必要に応じて、主幹教諭を配置する。

2 人事の更新について

教職員としての適格性に乏しく、勤務に支障のある者については、服務監督に努める。

3 交流人事について

市立学校については、年齢構成上の不均衡及び同一校勤務の長期化等を是正し職員構成の適正化を図るため、県立学校等との配置換えを行う。

4 管理職への登用等について

管理職については、特に責任感と管理能力、識見、勤務実績をより一層重視して人格、力量ともに優れた人材の登用に努める。

5 主幹教諭の登用等について

教諭等としての経験、識見、勤務実績等を踏まえて、必要に応じて適任者の登用に努める。

6 教育機関等との交流について

教育委員会及びその他の教育機関との人事交流についても積極的に進めるよう努める。

7 代替教員の確保について

産休・育休・事故休者の代替教員の確保については、可能な限り措置できるよう努める。

8 新規採用職員について

年齢構成の均衡を考慮し、計画的な採用に努める。

令和4年度末及び令和5年度習志野市立高等学校教職員人事異動方針の変更点	
令和4年度末及び令和5年度	令和3年末及び令和4年度
令和4年度末及び令和5年度における習志野市立高等学校の人事異動は、県教育委員会の人事異動方針に準じ、本市教育の振興を図り教職員組織の充実強化を期するため、次の方針によつて行う。	令和3年度末及び令和4年度における習志野市立高等学校の人事異動は、県教育委員会の人事異動方針に準じ、本市教育の振興を図り教職員組織の充実強化を期するため、次の方針によつて行う。
<p>第2 実施要項</p> <p>1 適正配置について</p> <p>(2)全ての職員が、特別支援教育に関する理解を深め専門性を向上できるよう、人材育成に努める。また、学科・課程間の積極的な配置換えを行う。</p>	

議案第40号

習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のように制定することについて、市長に申し入れる。

令和4年10月26日提出

習志野市教育委員会
教育長 小熊 隆

提案理由

学校運営協議会委員の報酬を改正することについて、市長に申し入れるものである。

習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和
31年条例第4号)を次のように改正する。

別表行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条第2項の審理員の項の次
に次のように加える。

学校運営協議会委員	日額 2,500
-----------	----------

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

習志野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第4号)新旧対照表(案)

現行		改正後(案)	
別表(第2条)		別表(第2条)	
職名	報酬額	職名	報酬額
教育委員会委員～行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条第2項の審理員	略	教育委員会委員～行政不服審査法(平成26年法律第68号)第11条第2項の審理員	略
追加		学校運営協議会委員	日額 2,500
地方自治法第174条の規定により選任する専門委員	略	地方自治法第174条の規定により選任する専門委員	略
その他地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に掲げる職にある者	7,300	その他地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第2号に掲げる職にある者	7,300